

平成24年第2回防府市議会定例会会議録（その8）

○平成24年3月26日（月曜日）

○議事日程

平成24年3月26日（月曜日） 午前9時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 市長行政報告
- 4 議案第33号 平成24年度防府市一般会計予算
(予算特別委員会委員長報告)
- 5 議案第19号 防府市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例の制定について
議案第34号 平成24年度防府市競輪事業特別会計予算
(以上総務委員会委員長報告)
議案第18号 防府市空き家等の適正管理に関する条例の制定について
議案第21号 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例中改正について
議案第23号 防府市職員の特殊勤務手当に関する条例及び防府市斎場・葬儀所設置及び管理条例中改正について
教育民生委員会の閉会中の継続審査について
議案第25号 防府市介護保険条例中改正について
議案第28号 防府市営墓地設置及び管理条例中改正について
議案第30号 防府市公民館設置及び管理条例中改正について
議案第31号 防府市野島漁村センター設置及び管理条例中改正について
議案第35号 平成24年度防府市国民健康保険事業特別会計予算
議案第37号 平成24年度防府市と場事業特別会計予算
議案第39号 平成24年度防府市駐車場事業特別会計予算
議案第40号 平成24年度防府市交通災害共済事業特別会計予算
議案第41号 平成24年度防府市介護保険事業特別会計予算
議案第42号 平成24年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算
(以上教育民生委員会委員長報告)

- 議案第 17 号 防府市景観計画について
- 議案第 29 号 防府市営住宅設置及び管理条例中改正について
- 議案第 36 号 平成 24 年度防府市索道事業特別会計予算
- 議案第 38 号 平成 24 年度防府市青果市場事業特別会計予算
- 議案第 43 号 平成 24 年度防府市水道事業会計予算
- 議案第 44 号 平成 24 年度防府市工業用水道事業会計予算
- 議案第 45 号 平成 24 年度防府市公共下水道事業会計予算
(以上産業建設委員会委員長報告)
- 6 報告第 3 号 専決処分の報告について
- 7 議案第 46 号 防府市住民投票条例中改正について
- 8 議案第 47 号 防府市基金の設置、管理及び処分に関する条例中改正について
- 9 議案第 48 号 防府市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例及び防府市都市計画下水道事業等受益者負担に関する条例中改正について
- 10 議案第 49 号 平成 23 年度防府市一般会計補正予算 (第 17 号)
- 11 議案第 50 号 防府市体育施設設置及び管理条例中改正について
- 12 議案第 51 号 防府市議会基本条例中改正について
議案第 52 号 防府市議会委員会条例中改正について
- 13 決議第 1 号 東日本大震災の災害廃棄物の安心・安全な受け入れに関する決議
- 14 平成 24 年度防府市一般会計予算の再議について (追加)
- 15 議案第 53 号 平成 24 年度防府市一般会計予算 (追加)
- 16 決議第 2 号 平成 24 年度防府市一般会計予算の電気自動車用急速充電設備設置に関する附帯決議 (追加)
決議第 3 号 平成 24 年度防府市一般会計予算のプール建設事業に関する附帯決議 (追加)
- 17 決議第 4 号 武道必修化に伴う保護者の負担軽減を求める決議 (追加)
5 号 学校給食配送業務に関する決議 (追加)
- 18 常任委員会の閉会中の継続調査について

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1番	松村学君	2番	土井章君
3番	斉藤旭君	4番	重川恭年君
5番	山田耕治君	6番	河杉憲二君
7番	久保玄爾君	8番	青木明夫君
9番	三原昭治君	10番	田中敏靖君
11番	中林堅造君	12番	高砂朋子君
13番	山根祐二君	14番	今津誠一君
15番	弘中正俊君	16番	大田雄二郎君
17番	佐鹿博敏君	18番	行重延昭君
19番	田中健次君	20番	藤本和久君
21番	山下和明君	22番	横田和雄君
23番	木村一彦君	24番	山本久江君
27番	安藤二郎君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	中村隆君
会計管理者	安田憲生君	財務部長	本廣繁君
総務部長	阿川雅夫君	総務課長	福谷真人君
生活環境部長	柳博之君	産業振興部長	梅田尚君
土木都市建設部長	権代眞明君	健康福祉部長	田中進君
教育長	杉山一茂君	教育部長	藤井雅夫君
上下水道事業管理者	浅田道生君	上下水道局次長	岡本幸生君
消防長	秋山信隆君	代表監査委員	中村恭亮君
入札検査室長	福田一夫君	農業委員会事務局長	山本森優君
選挙管理委員会事務局長	高橋光之君	監査委員事務局長	永田美津生君
教育部次長	西田稔君		

○事務局職員出席者

議会事務局長 徳 永 亨 仁 君 議会事務局次長 末 岡 靖 君

午前9時 4分 開議

○議長（安藤 二郎君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（安藤 二郎君） 本日の会議録署名議員を、御指名申し上げます。2番、土井議員、3番、斉藤議員、御兩名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

市長行政報告

○議長（安藤 二郎君） これより、市長行政報告を受けます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 東日本大震災で発生した災害廃棄物の受け入れについて御報告申し上げます。

東日本大震災発生から1年が経過いたしました。いまだ仮住まいや転居等による不自由な生活を余儀なくされている方々が34万人を超えておられます。また、大規模な津波により発生した膨大な量の災害廃棄物は、その処理が遅々として進まず、そのほとんどが今も仮置場にうず高く積み、被災地の復旧・復興の大きな妨げとなっております。

本年3月11日、午後2時46分、私は黙禱をささげながら、我が国の未曾有の有事に対し、国民が一丸となってその負担を分かち合わなければならないときに、さまざまな不安から被災地の復旧・復興がおくれ、被災された皆様がこれまでの生活を取り戻されていない状況が続いている現状は見るに忍びず、「日本はこれではいけない。きずな、きずなと言うのであれば、私たちのできることからやらなければならない」という思いを強く抱いた次第でございます。

また、本市は、平成21年7月21日の豪雨災害の際、全国から大変多くの心温まる御支援をいただいております。「お返しできるのは、今をおいてない」との思いも強くしたところでございます。

さて、福島第一原子力発電所から漏れた放射能は、人々を恐怖に陥れ、災害廃棄物の広域処理を阻害する最大の要因となっております。しかしながら、津波により発生した災害

廃棄物の多くを仮置きしている岩手県と宮城県の沿岸部は、福島第一原子力発電所から100キロ以上離れており、国のガイドラインでは、広域処理の対象となる災害廃棄物の放射能濃度は検出されないか、もしくは検出されても微量となっており、その量は現在の山口県等の状況と何も変わらないと言われております。

このように、岩手県と宮城県の災害廃棄物は、十分に安全を確保し得るレベルではありますが、不安を完全に払拭できない市民もいらっしゃいますので、安全基準の設定や安全確認の明確化につきまして、国・県と協議を進めながら、市民の皆様の安全・安心が明確に確保された段階で、岩手県・宮城県の災害廃棄物を引き受けることを、去る3月13日に報道表明したものでございます。

本市は、県央に位置しておりますので、災害廃棄物はコンテナでの海上輸送が考えられ、その場合、三田尻中関港に陸揚げし、焼却場へ配送することが可能ではないかと考えたものでございます。

ただ、残念なことに本市で引き受けることのできる災害廃棄物の量は、焼却施設が老朽化しておりますため、1週間で8トン、年間およそ50週で計算しても計400トンでありますことから、県内他の焼却施設と共同で作業することが必要ではないかと考えておりますので、国・県の御指導をいただきながら取り組んでまいり所存でございます。

なお、復興支援を目的に本市において災害直後に立ち上げました、議会をはじめとする市内の各団体等で構成されております東日本大震災防府市災害支援対策連絡会議の場におきましても、これまでの支援の経緯報告とあわせ、このことについても御報告させていただいたところでございます。

続きまして、離島航路定期船「ニューのしま」の乗揚げ事故について、その後の経過を御報告申し上げます。

事故後の対応状況や新船建造に向けた取り組み等につきましては、昨年12月議会等において御報告申し上げたところでございますが、その後の安全運航確保のための方策といたしまして、本年1月からは、有限会社野島海運が定める「安全方針及び安全重点施策」に基づき、実際の事故を想定した事故処理訓練等を月1回実施しております。今後も国土交通省中国運輸局の御指導をいただきながら、訓練内容の充実を図ってまいります。

また、現在の航路運航は、予備船「のしま」の一隻体制で行っておりますが、安定的な運航の確保と予備船「のしま」の法定点検等でのドック入りに対応するため、岡山県の海運会社が所有する「にゅうとようら2」を備船として確保いたしました。

備船につきましては、今後、中国運輸局による試験運航及び運航計画の変更認可の後、本航路で活用してまいります。

新船建造の進捗状況といたしましては、「野島・三田尻航路改善協議会」において4回の協議を行い、2月22日に離島航路事業の基本指針となります「航路改善計画」を策定いただきました。

この「航路改善計画」には、新船建造の方向性として平成24年度の早期に新船建造に着手すること、建造方式は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、いわゆる「JR T T」との共有建造とすること、また建造する船は経費節減を図るため、省エネ性を向上した効率化船舶とすること、さらに新船の仕様は「ニューのしま」を基本とし、地域課題の解消に資するとともに、航路に求められる機能を備えたものとする事が盛り込まれております。

有限会社野島海運といたしましては、「航路改善計画」の策定を受け、2月29日にJR T Tへの共有建造の申し込みを行うとともに、国庫補助航路での新船建造の許可を得るため、3月6日に国土交通省海事局へ「新船建造計画事前協議書」を提出いたしました。

その後、3月14日に新船建造に向けての状況や新船の仕様等について、船の設計案等をもとに島民説明会を開催し、新船では、大型物品の輸送や資源ごみの運搬も可能な仕様としていることなど、おおむね島民の皆様の御希望に沿ったものであることを確認していただいたところでございます。

離島航路の運航に当たりましては、今後も引き続き安全運航体制の一層の強化を図り、安全管理と安全運航の徹底に努めるとともに、新船の建造につきましては、平成24年の就航を目指し、関係機関の御協力をいただきながら、全力で取り組んでまいります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） これより、市長行政報告に対する質疑を求めます。田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 東日本大震災で発生した災害廃棄物の受け入れについて、少しだけ確認の意味で質問をさせていただきたいと思います。

この受け入れる災害廃棄物というのは、いわゆる可燃ごみだけであるのか、あるいは可燃ごみと、それから不燃物が混入したものであるのか、この辺が一つであります。

それから、受け入れる一つの、現在の山口県等の状況と余り変わらないような放射能濃度であるというような言われ方がこの行政報告ではありますけれども、いわゆるクリアランス制度といいますか、低レベル放射性廃棄物について100ベクレルを超えるものについては低レベルの放射性廃棄物という形で、これは厳重に管理されなければならないということになっており、100ベクレル以下のものは、例えば再利用ということも今現行の法の中でしておるわけですが、そういうことで考えれば、当然100ベクレル以下

のものであるというふうに考えておりますが、この辺についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 2点ほどお尋ねございましたけども、まず1点目の可燃ごみだけなのかという御質問でございますが、可燃ごみは不燃ごみに比べまして腐敗に伴う悪臭やハエなどの衛生害虫の発生等々ございます。また、火災等もございますので、これについては優先的に受け入れようとするものでございます。

ただし、仮に受け入れ開始後、搬出元の自治体から不燃物についてもという要請がございました場合には、改めて受け入れ可能かどうかを検討していくことが必要となりますが、その場合でも可燃物の基準と同等の濃度範囲のものを考えております。

2点目の低レベルの放射線、いわゆる100ベクレル、これは一応クリアランスレベルということで、議員もよく御承知と思いますが、基本的には100ベクレルを超えない、以下というふうなものを想定はしております。これは国・県とも、またこの基準につきましてはよく協議していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 受け入れるときには当然そういう形で、100ベクレルというものが基準として満足されなければならないと思うわけでありまして。

また、同時に焼却をするそういった市の処分の段階においても100ベクレルを超えるということであれば、これはやはり低レベルの放射性廃棄物という形で、特別な処分場で処分するというか、そういう特別な管理下に置かれるべきものであって、市の処分の過程の中でも100ベクレルを超えないというような形になるようにしなければならないと思っておりますが、この点についてはどうでありましょうか。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 確かに低レベル放射線というのは100ベクレル以下という基準がございまして、この震災を受けて、国が新たな基準を設けた中に、焼却灰については8,000ベクレル以下であれば、管理型処分場について埋め立ても可能と。

ただし、その場合には覆土50センチ以上の泥を、周りに遮水シート、あるいはその上につきましても50センチ以上という泥をかぶせることで、その流出を防げると、そういう基準を国のほうで設けられて、8,000ベクレル以下であれば、言いましたように、管理型処分場には埋め立てできるという国の基準に基づいて行われるものであろうというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 防府市の中浦の大久保にあります市の一般廃棄物処分場は、いわゆる管理型の処分場で、下にゴムの防水シートが敷いてあって、雨水がしみ込んだものは、最終的には一番下側についております排水の処分施設で処理をされるわけでありまして、ちょっとここで考えていただきたいのは、例えば島根の原子力発電所、あるいは四国にあります伊方の原子力発電所、こういうもので100ベクレルを超えるものがあれば、それはきちっと、例えばドラム缶の中に詰めるだとか、そういう形で管理をして、それは低レベルの放射性廃棄物の処分場で管理されるわけでありまして。

したがいまして、受け入れた途中で100ベクレルを超えるものが出れば、それは8,000ベクレル以下は国が認めてるからということで、大久保にそのまま持って行って土をかぶせればいいのかということにはならないのではないかと思います。原子力発電所から出た100ベクレルを超えるものはそういう形で管理するわけですから、防府市のごみ焼却場から出た100ベクレルを超えるものがあれば、原子力発電所と同じように管理していただかないと、市民は安心できないわけでありまして、その辺についてはきちっとした対応を今後とられるようにしておきたいと思いますが、何か、今の時点でお答え、まだこれからその辺、検討されることだろうと思いますので、これ以上答弁、求めませんが、きちっと、そういうものが具体的にになった時点までにその辺をよく検討していただくように、この場で強く求めておきたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○23番（木村 一彦君） 2つほど、1つは、今の災害廃棄物の受け入れ問題について、それからもう一つは、野島海運の新造船についてお尋ねをしたいと思います。

まず、災害廃棄物の受け入れでは、今、同僚議員の質問もありましたが、3点についてちょっとお伺いしたいと思います。

1つは、今の御答弁にもありましたが、国は災害廃棄物について1キログラム当たり8,000ベクレル以上のものについては指定廃棄物ということで、これは国が責任持って処理すると、しかし、8,000ベクレル以下は、いわば一般廃棄物として扱う、こういうことしか大ざっぱに示していないわけです。

だから、8,000ベクレル以下だったら一般廃棄物なのか、普通のごみと同じなのかということで、これはちょっと問題じゃないかという世論が、今、強くあります。そういう点について、国に早く、きちんとした安全基準を示せということは今、多くの世論が求めているわけでありまして、市としては、この基準について国にどういうふうに働きかけるのか、おつもりがあるのか、まず1点、お伺いしたいと思います。

それから、2点目は、極めて素朴な質問であります。仮に防府市が受け入れた場合に、それを検査する体制、いわば線量計とか、そういうものが、今現に防府市にあるのかどうか、なければどのようにしていくのか、これ予算を伴う話であります。この辺についてもお伺いしたいと思います。

それから、3点目は、今、不燃物も受け入れる可能性があるというお答えでございましたが、不燃物の中には放射線以外に、例えばアスベストなどという有害物質もたくさん含まれていると思います。これらに対してどういうふうにするおつもりなのか、以上3点を、まず災害廃棄物についてはお尋ねしたい。

それから、2番目に、野島海運についてであります。先ほどの御説明だと、新造船の建設に当たっては、これはちょっと難しいんですが、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、いわゆるJR T Tとの共有建造とすることと、こういうふうに目指しておられるそうですが、このJR T Tというのはどういうものか、簡単に御説明いただくと同時に、共有建造ということになると、所有権はどうなるのか、それからまた建造費用の負担についてはどうなるのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 災害廃棄物につきましては3点、御質問がございましたが、まず1点目の8,000ベクレル以下であれば、普通管理型の処分場に埋められるということについて、おっしゃるように、今、国じゅうで受け入れの拒否と、受け入れが困難という理由の一つに8,000ベクレルと100ベクレルの差、80倍の差がどうなっておるのかという疑問が非常に多いのもまた事実でございます。

これ、私どもも懸念しておるところでございますので、本当に8,000ベクレルでいいのか、基準はそうであっても、市民の方の不安を取り除くことはできないというふうに思いますので、その辺は国へもよく協議して、本当に影響がどの程度あるのかないのかといったことも含めまして、十分、私どもが納得いくように御説明していただくというふうには考えております。

それと、2点目の検査体制、検査機械ということでございましょうが、これは今、ございません。早急に購入するようになりたいと思いますが、これは国におかれましても検査する体制もございます。支援もございます。その辺もまた国・県ともよく協議しまして、また今後の検査要領等々については詰めていきたいというふうに考えております。

それと、不燃物を仮に受け入れる場合、アスベスト等々があるじゃないかと、確かにアスベストやPCB等々有害物質がございます。これにつきましては被災地の仮置き場など

で、あらかじめ撤去等の措置や濃度測定が実施されるということになっておりますので、受け入れ側から出されるときにはないはずです。

ただし、受け入れるに当たりましては、国・県の御協力をいただきながら、当然、搬出現場で再確認を行う必要があるというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） まず、1点目の鉄道運輸機構の概要でございますけれども、平成15年の10月に特殊法人でございます運輸施設整備事業団、そして日本鉄道建設公団が廃止されまして、そして新たに設立された独立行政法人であるというふうに聞いております。

それと、新船の所有はどうなるのかということでございますが、一応この独立行政法人のほうの所有として、野島海運のほうが使用料を払っていく形になります。そして、その使用料につきましては、国のほうからまた補てんがあるというような形で、結果的には9割程度の補助として建造できるという形でございます。

○議長（安藤 二郎君） 土井議員。

○2番（土井 章君） 2点ほどお尋ねをします。

まず、第1点は、東日本大震災で発生した災害廃棄物の受け入れについてですけれども、私は、3月7日の本会議で、同胞が困っているのであるから手助けをすべきであるという趣旨の質問をいたしました。そのときは、市民には不安の声が多い、近隣市町がどうだ、施設が古いということで、とても困難だという答弁であったというふうに思っております。

3月13日には、一転して、こういう記者会見があったということで、どこでどういうふうな心境の変化があったかということが気になりますけど、それはさておいて、質問は、大気ですけれども、大気というか、排気ですけれども、焼いた後の排気はバグフィルターを通すと、200℃以下に排気は冷却されてくるので、放射性物質はバグフィルターに付着をして、大気には出ないんだというようなことが言われております。それでいいのかどうか、防府市のバグフィルターの性能も含めて、一つはお尋ねをしたいと思います。

もう一点は、離島航路「ニューのしま」の件ですけれども、先ほど新船では大型物品の輸送や資源ごみの運搬も可能な仕様としていると、こういう行政報告がありました。これは12月議会でしたか、私が提案をしておりましたというか、質問をしておりました軽四トラックぐらいは乗るものだということを想定しておられるのかどうか、この2点をお尋ねします。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 排気につきまして、バグフィルターがあれば大気に出るのか出ないのかという御質問でございますが、廃棄物中の放射性セシウムにつきましては、焼却炉内で、850度以上の高温の中で揮発したり、あるいは小さな液状の水滴となって排ガスと一緒に流れていくものと燃え残りの灰に残るものに分かれます。

排ガスにつきましては冷却される過程、今おっしゃいましたように、200℃ぐらいで冷却されるわけでございますが、冷却される過程におきまして、放射性セシウムは主に塩化セシウムとして固体状態になります。排ガス中の微粒子の灰に、これ飛灰というふうに申しますが、これに凝集、吸着されてまいります。

焼却場には、今、議員おっしゃいましたように、バグフィルターというのがございます。これは排ガス中の飛灰を除去する高性能の排ガス処理装置でございますが、国によりますと、排ガスから放射性セシウムがほぼ100%除去されております。現行のばいじんの排出規制を遵守しておれば、大気中への拡散は心配ないものとされております。ちなみに、災害廃棄物を焼却しております岩手県の宮古市の清掃センターの排ガス測定結果によりますと、放射性セシウムは検出されていないということが確認されております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 新船について車両等が乗せられるような形式かということでございますが、そういった特殊仕様といいますか、そういったことについては今、いわゆる貨物車として乗せることができないかということは今、この前、島民の方の説明会においても、そういったことを含めて、今、検討してるというふうに御説明をしているところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○1番（松村 学君） 震災がれきの受け入れについて、2点ほど質問をいたします。

この件、昨日からいろんな報道がなされまして、市民の中でも大分揺れているようでございます。私のところにも大分電話問い合わせがありまして、市は受け入れるのかというような話がありまして、それは今からの話であります。がれき受け入れは、総論はやらなくてはならないという市民の意見は多いんですけども、どうしても受け入れに対して不安が払拭されないのは、かなりおられるのではないかと思います。

そこで、今後、市民に対して、今からでもあると思いますけども、安全基準等々をきちっと説明されて、どういう方法でそういったチェックをされていくのか、そういうのを示していかなくてはならないと思いますけども、それを大体いつからいつごろぐらいまでに実施してやろうと考えられているのか、やはり長く時間をかけられないと思うんです。いろ

いる反対の方々もいらっしゃると思います。

これは市長にお聞きしたほうがいいのかもしれませんが、大体いつごろぐらいまでにめどをつけられて、きちっと説明して、どういう方法でまた説明をされるのか、そしてまた、「えい、やあ、とう」のような形で、我々議会も、実は議会で、慎重な市長の意見だったんですけども、何か、二日後には、急遽受け入れするというようなことで、何かびっくりしたんですけども、近隣市町に対して受け入れ、我が防府市だけの問題ではないと思うんですけども、どういうふうに近隣市町のほうに合意形成といいますか、そういうふうに努められるのか、お聞きいたしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 1点目の市民への広報、周知ということについては、これ、極めて大切なことであると、このように思っております。したがって、本日予定されておりますが、環境省から政務官も含めて、専門家も来られるようでございます。そういう状況をよくお聞きをした上で、しっかり状況を把握した上で、御説明という形に移っていくものであろうと、そのように思っております。

2点目の近隣市町とのことでございますが、それぞれの市町、それぞれの焼却施設を所有しておられる、共同で持つておられるところもございます。それぞれ事情がとおりであろうと、そのように思っているところでございまして、そこらあたりの調整と協力要請をなさっていくことがまさに県のお立場であり、あるいは国のお立場であろうと、このように私は考えております。

ただ、二、三、この1週間ぐらいまでの間にいろいろな市の市長とそういう観点での話をしておりますが、その段階でそれらの方々から明確に私に何をという御回答をされる立場にはないわけでありまして、私が言ったことを聞いてくれたと、こういう感じに私は受けとめているところでございます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 今、市長が申したとおりでございます。きょう、説明会、ございます。それを受けまして、時期的なものもまた早い時期にというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○1番（松村 学君） わかりました。とにかくここが一番大事だと思います。我々の思いだけじゃなくて、やはり市民の理解が第一であると、最重要であるということです。だ

から、そういった形で、早い段階で取り組んでいただいて、当然、地区地区、全部、軒並み、説明に回ってもらわなきゃいけないと思いますし、あるいは大きい公会堂のようなところで、市民に呼びかけて、そういった説明もせなきゃいけないようなものかもしれません。その辺はしっかりと市のほうで取り組んでいただいて、また、市町について、今、市長から答弁ありましたけども、当然我が市だけの問題ではないわけでありまして、その辺はしっかりと現実的な対応をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 大田議員。

○16番（大田雄二郎君） この市長の行政報告にありますように、「津波により発生した災害廃棄物の多くを仮置きしている岩手県と宮城県の沿岸部は、福島第一原子力発電所から100キロメートル以上離れており」と、「国のガイドラインでは、広域処理の対象となる災害廃棄物の放射能濃度は検出されないか、もしくは検出されても微量となっており、その量は現在の山口県等の状況と何も変わらないと言われております」と、こういうふうな文章になっておりますけれども、新聞発表、マスコミ等の検査データでは、福島原子力発電所からの放射能は福島県を越えて、岩手県、宮城県及び日本全国に飛散しとる状態であって、それが宮城県、岩手県の放射能と山口県が何も変わらないという、この記述が一つ、これはおかしいんじゃないかと思うんです。この放射能の飛散量、マスコミ等、新聞でも放射能の量が出てますけれども、この件が一つ。

それからあと、「岩手県と宮城県の災害廃棄物は、十分に安全を確保し得るレベルではありますが」と、「不安を完全に払拭できない市民の皆様もいらっしゃいますので、安全基準の設定や安全確認の明確化につきまして、国・県と協議を進めながら、市民の皆様の安全・安心が明確に確保された段階で、岩手県・宮城県の災害廃棄物を受け入れることを、去る3月13日に報道表明したものでございます」という文章になっておりますけれども、まず、最初に言った宮城県、岩手県と山口県が放射能が全く一緒なのかという件、それから岩手県と宮城県の災害廃棄物は、十分に安全を確保し得るレベルなのかと、これについてだれがこんなことを言ったのか、それについて答弁をお願いしたいと。

市長が3月13日、災害がれきを引き受けられるという記者会見をされる前に、先ほど土井議員もお話、ありましたけれども、この防府市議会で、防府市議会議員である土井議員が災害がれきを受け取りたいと一般質問をして、それに対して市長以下、部長は、震災がれきは受け取りませんと、そういう答弁をしておきながら、3月13日の段階では、その前日、国会で野田総理大臣が震災がれきを日本全国市町村引き受けてくださいと。それがあって、それから3月13日に市長が震災がれきを受け入れるということになり、そ

れから担当の部長、課長を含めて、防府市の担当者及び議会には、市長が記者会見したときには何も話がなかった段階です。その後で、議会、それから担当の市役所の部長、課長を含めて一生懸命、今、市民の安全・安心のためにやってる現状です。

それ以後、市民から震災がれきを引き受けることは、平成21年の被災の恩返しとして、それは市民として当然であるけれども、くれぐれも安全・安心には気をつけてくださいと、それを市民から重々、市民の声として聞いておりますので、その2つについて答弁をお願いします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 先ほど壇上で、行政報告の中で申し上げました。ペーパーも配付されていると思いますが、私どもが測定する立場には、今の段階ではないわけで、国がおっしゃっておられるということで「言われている」と、こういうふうな表現をしているところでございます。

それから、震災がれきの件につきましては、先ほども申し上げましたが、それぞれの県でこれを焼却、あるいは処理していくのには20年にも及ぶ年月がかかると言われているものでございまして、広域の処理の必要性が、今、全国各地からほうふつとして沸き起きているところございまして、私も先ほど申し上げましたように、きずなどか、助け合いとかいうようなことについて、これがために一歩踏み出していくということは極めて大切なことである。

ただし、市民の安心と安全が確保されるということが大切でありますので、県においてしっかりとそこら辺も踏み込んだ対応をしてほしいと、そういう事柄も踏まえて、県御当局にも私が話に上がったわけでございます。いろいろお考えになるところもあるかとは思いますが、同じ思いを恐らく共有しておられると思いますので、市民の皆様方の不安が増幅していくことのないように、しっかりと足元を見詰めて、安全の確保に、安心の確保にともに進んでまいりたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 大田議員。

○16番（大田雄二郎君） 御答弁ありがとうございました。

それと、市民から平成21年7月21日の豪雨災害によって被災された市民、ずっと今もその被災者と一緒に私たちは災害の復旧・復興をやっておりますし、まだ防府市内は完全に災害の復旧・復興が済んでない状況です。その被災者から、くれぐれも、3年前は防府市民が14人亡くなられたんだと、避難勧告もおくれたから、14人市民が亡くなったから、今回はそういうことのないように、市民の命が1人たりとも亡くなることのないよ

うにしてほしいと、これを重々、市民の方から直接会って言われていますので、それについて市長、もう一回お願いします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 関連の御質問であろうと思うわけですが、あの2年半前の災害では、災害関連死も含めて19名の尊い人が失われているわけでございます。議員は14名とおっしゃいましたが、関連死の方々が加算されて、19名ということになっております。これにつきましては、議員のお考えと私の考えは若干の違いがございますが、避難勧告がもしも早くなされていたら、もっと大きな被害が生じていたやもしれないわけございまして、これらについての事柄については、私は言及をいたしません、いずれにしましても、いつ何どき起きるかわからない災害に対しての備えというものは、お互いに共有をし、市民の皆様方には、まずは我が身は我が身で守るという自助、そして共助、そして公助という段階が極めて大切なことではないか。今回の大震災を考えてみましても、そのことを改めて私は感じているところでございます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 大田議員。

○16番（大田雄二郎君） では、どうもありがとうございました。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 以上で市長行政報告を終わります。

議案第33号平成24年度防府市一般会計予算

（予算特別委員会委員長報告）

○議長（安藤 二郎君） 議案第33号を議題といたします。

本案については、予算特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長の報告を求めます。行重特別委員長。

〔予算特別委員長 行重 延昭君 登壇〕

○18番（行重 延昭君） さきの本会議におきまして、予算特別委員会に付託となりました議案第33号平成24年度防府市一般会計予算につきまして、委員会審査の経過並びに結果について、御報告を申し上げます。

本委員会は、3月12日の全体会において、執行部の補足説明を受けた後、3月13日から15日まで、各分科会において、慎重に審査をいたしました。

さらに3月21日に全体会を開き、各分科会主査より、全体会で審査すべき事項についての報告を受けた後、集中審査、議員間討議、討論、採決を行いました。

それでは、集中審査における、主な質疑・要望等につきまして、各分科会ごとに御報告を申し上げます。

まず、総務分科会からの審査事項でございますが、「不当要求行為等防止対策委員会専門員報酬」については、「不当要求行為等防止対策委員会専門員を入れることによって、不当要求に苦しむ職員の不安をどう解消されたのか」との質疑に対し、「一つ一つの事例について、若手職員が専門員から直接指導を受けることで、苦情等に対する対応の判断材料になる」との答弁がありました。

これに対し、「以前から苦情に対するマニュアルはあるのではないか」との質疑があり、「不当要求行為等に対するマニュアルはつくっていますが、複雑化している苦情等に対し、市としての体制づくりをするため、これまで部署部署で対応していたことを全庁的に取り組む組織力をつけたいということで御理解いただきたい」との答弁がありました。

「なぜ顧問弁護士ではいけないのか」との質疑に対し、「顧問弁護士には、月額報酬で法律相談をお願いしています。専門員につきましては、不当要求行為等に対する研修も含めた指導をいただいております。仮に顧問弁護士に来ていただいたとしても、顧問弁護士料とは別に報酬は必要となります」との答弁がありました。

次に、電気自動車用急速充電器設置について申し上げます。

「防府市内の電気自動車の登録台数は11台ということだが、費用対効果はどのように考えているか」との質疑に対し、「現状は11台ですが、市民への啓発も含めて、今後は環境に考慮した政策を行政がやっていく必要があるのではないかと考えております」との答弁がありました。

「クリーンセンターに設置すれば、動力設備の450万円は不要で、設備費の150万円だけで済むのではないか。対応が可能かどうか、検討はされたのか」との質疑に対し、「公用車の充電を行うので、本庁での設置を検討してきました」との答弁がありました。

「設置した場合、市民には幾らで提供するのか」との質疑に対し、「当面は無料で、どなたにでも御利用していただける体制にしたい」との答弁がありました。

次に、教育民生分科会からの審査事項につきまして、御報告を申し上げます。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の設置についてであります。教育委員6名で構成されている教育委員会で、コミュニティ・スクールについてどういう協議をされたのか、反対の意見はなかったのか」との質疑に対し、「最初はよくわからない方もおられたが、学校運営協議会について、ねらいや設置方法等を説明する中で、ぜひ推進していただきたいという意見でまとまっております」との答弁がありました。

「学校運営協議会は、職員の採用等についても権限を持っているが、そのことについて、

教育委員会として協議はされなかったのか」との質疑に対し、「学校運営協議会は、人事について意見を述べる権限が与えられておりますが、今までも地域の特色を生かした学校運営を進めていく上で、こういうことができる先生がいいというような地域の方々の意見をいただき、校長は、それを参考にして、市の教育委員会に意見を申し述べ、それをもとに、県の教育委員会が人事を決定しているので、同じように学校運営協議会システムは有効であるという意見でまとまっております」との答弁がありました。

これに対し、「規則にその権限を明記すべきではないか」との質疑があり、「規則に明記する方向で考えていきたい」との答弁がありました。

次に、学力検査（CRT検査）の実施について、「40分から45分のテスト1回で、関心、意欲、態度をきちんとはかることができるのか疑問だが、どう考えているか」との質疑に対し、「きちんとはかることができると考えています。教育委員会としては、学力検査をすることで、子どもたちに確かな学力がついているか、授業で学力の定着が図られているかを検証することにより、授業改善が実施できると考えております」との答弁がありました。

「学校の教師は多忙だが、現場の負担をどう考えているか」との質疑に対し、「年間計画の中に位置づけられ、1単位の授業で行い、業者から検査結果が戻ってくるということで、負担はかかりません」との答弁がありました。

次に、武道必修化に伴う柔道着の補助について、「柔道着は、1学年10時間で、使うのは1カ月だけで、2年で終わりということで、ほとんど新品同様だが、貸与のほうが合理的ではないか」との質疑に対し、「平成23年度までは、選択ということで、個人負担、個人所有を基本として考えていましたが、平成24年度から武道が必修になったことにより、各学校に貸出用の柔道着の設置を考えています。全生徒数の柔道着とはいきませんが、買う検討に入っており、早い時期に補正で、議会にお願いするようになると思っております」との答弁がありました。

次に、給食配送業務の今後について、「給食配送業務の今後の方針はどうか」との質疑に対して、「平成25年度からの給食配送業務については、4月当初に配送業務の運営方法、そのための業者選定や、入札の方法をどうするのか、教育民生委員会に案をお示しして協議してまいりたいと考えております。なるべく早く結論を得て、6月または9月議会で補正予算を提出したいと考えております」との答弁がございました。

また、「車両だけは9月議会までに予算化し、購入すべきと考えるがどうか」との質疑に対し、「配送業務の運営方法について、議会の合意を得てから、車両をどうするかを含めて御提案申し上げたいと考えております」との答弁がございました。

これに対し、「入札の方法について議会の合意が得られなければ、車両は購入しないのか」との質疑に対し、「配送業務に係る全体像が決まった後に給食配送業務の委託予算、配送車両の購入予算は、一体として御提案したいと考えております」との答弁がございました。

さらに、「入札方法に関係なく車両の購入ができると考えるが、なぜ全体像が決まらないうと購入しないのか」との質疑に対し、「車両は必要ですが、配送業務の運営方法は決めておく必要があると考えており、車両と運営方法を切り離すことは考えておりません。業務委託を認めていただけるのであれば、運営方法が決まりますので、一体として車両購入の手続を進めていけると考えております」との答弁がございました。

これに対し、「議会としては、車両購入の予算を可決し、車両購入の決議もしているが、いまだ執行されていない。早急に新車を購入すべきである」との意見がございました。

また、「新年度の協議では、随意契約にはならないことを表明して、検討に入ることはどうか」との質疑に対し、「今回、随意契約という形になって、私どもとしても大変残念に思っております。25年度からについては、こういうことのないよう、納得のいくような形で結論が出るように、4月から全力で努力してまいりたいと考えております」との答弁がございました。

また、「運送業にかかわる業者であれば、可能な限り誰もが入札参加できる一般競争入札で実施する考えはあるのか」との質疑に対し、「給食配送業務の入札参加者を広く募集すると同時に、今後5年間、安心して給食配送を委託するために、業者の質が一定レベルの水準であるかどうかを審査した上で入札を行いたいと考えております」との答弁がございました。

これに対し、「だれが運送業の質の問題を審査するのか」との質疑に対し、「給食調理業務についても事前に選定委員会を開催して、一定レベルと認められた業者によって入札を行っております。審査については、給食配送員の体制などになりますが、審査項目は事前に周知したいと考えております」との答弁がございました。

次に、プール建設の今後の方向性について、「4月以降、プール施設整備検討委員会での協議内容はどうか。また、庁内の体育施設整備計画等検討委員会との関係はどうか」との質疑に対し、「プール施設整備検討委員会は、今後、5回目の会議を開催し、提言書の審議を行う予定としており、4月以降、庁内の体育施設整備計画等検討委員会において、提言書の意見を尊重しながら、プール建設の具体的な計画について検討したいと考えております」との答弁がございました。

また、「提言書の中身にかかわらず、屋外、屋内温水プールを含め検討するのか」との

質疑に対し、「いろいろな角度から検討したいと考えております」との答弁がございました。

また、「これからどういうプールが必要かどうかのアンケート調査を実施する考えはあるのか」との質疑に対し、「昨年の7月にアンケートを実施しており、その他の意見等で、ある程度の市民の考え方、意向は酌み取れたと考えておりますので、再度アンケートを実施することは考えておりません」との答弁がございました。

これに対し、「屋内温水プールが必要かどうか、市民にアンケート調査を実施せずに、プール施設整備を進めることには異論がある」との意見がございました。

また、「昨年実施したアンケート調査の対象者はどうか」との質疑に対し、「アンケート調査の対象は、18歳以上70歳未満の一般の方について、各自治会の人口割合により、無作為に抽出し、また小学4年生から6年生までの各学年から1クラス、中学1年生から3年生までの各学年から1クラス、市内小・中学校、幼稚園、保育園の保護者、それぞれ10名で実施をしております」との答弁がございました。

これに対し、「アクスを利用している人、水泳部である人や水泳教室を利用している小・中学生の保護者を対象にアンケート調査を実施すると、また違った結果が出るのではないかと考える」との意見がございました。

また、「プール建設の計画について、あらかじめ財政的な制約は受けているのか」との質疑に対し、「プールの基本構想が決まっておりますので、財政的な協議はしておりません」との答弁がございました。

次に、産業建設分科会からの審査事項につきまして、御報告を申し上げます。

潮彩市場防府と防府水産地方卸売市場の建物及び土地の取得について、「県は、今後の運営についても、負担が生じた場合、何かの支援策をとるという確約はとれているのか」との質疑に対し、「必要な支援をする旨、県から説明を受けている。潮彩市場防府活性化協議会を4月から設置していくということで、振興方策の検討を行い、実施することを合意しています」との答弁がありました。

「県ではなく、市が今後の事業主体になった経緯は」との質疑に対し、「防府市の水産振興を図る必要があり、また観光振興の拠点として、さらには地域の活性化のために役立てなければいけないということで、予算計上をお願いしております」との答弁がありました。

「指定管理者は、テナントミックス、商品の工夫、価格の設定等、いろいろな問題をやっていかなければいけないが、どういう方を想定しているのか」との質疑に対し、「指定管理者については、平成24年度に検討し、平成25年度から導入するように考えており

ます」との答弁がありました。

また、「協議会が運行経費の一部負担をしてでも、イオン・タウンへ行くシャトルバスが潮彩市場を経由するよう努力してもらいたい。1人でもたくさんの人が行けるようなシステムを行政としても支援をしてほしい」との要望がありました。

審査を尽くしたところで、3つの修正案が提出をされました。

田中健次委員からは、「学力検査は、現行実施の学年にとどめ、実施の内容、効果等を検証することが大事ではないか」という理由で、357万5,000円を教育総務費から減額し、同額を予備費で調整する修正案が提出されました。

河杉委員からは、「さきの教育民生委員会では、学校運営協議会委員の報酬についての条例改正を不承認としており、係る予算は認められない」という理由で、これに関する委員報酬445万5,000円を教育総務費から減額し、同額を予備費で調整する修正案が提出されました。

青木委員からは、「不当要求行為等防止対策委員会の専門員については、顧問弁護士で十分対応可能ではないか」という理由で、48万8,000円を総務管理費から減額し、同額を予備費で調整する修正案が提出されました。

それぞれ提出者から説明を受けた後、まず田中健次委員提出の修正案についてお諮りいたしましたところ、「学力検査の実態を知ることは大切で、その実態に基づいた政策の展開に期待したい」、また「子どもの学力、能力アップに役立てたいという教育現場の先生方の意見を尊重すべきであり、教育の自主性、独立性を尊重したい」との反対意見や、「先生の余裕がなくなる。毎年やっても意味がない、隔年で十分」との賛成意見がありましたので、挙手による採決の結果、修正案は、賛成多数で承認をされました。

次に、河杉委員提出の修正案についてお諮りいたしましたところ、「学校運営協議会委員は一定の権限と責任を持つということから、報酬は認めるべきである」との反対意見、「今後は、学校区ごとの現状に応じて設置を進められたい」との意見や、「他市では、ほとんどが報酬を出していない」「報酬については、教育民生委員会で、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例中改正を不承認としており、それに伴う予算は減額するのが常道である」との賛成意見がありましたので、挙手による採決の結果、修正案は、賛成多数で承認をされました。

次に、青木委員提出の修正案についてお諮りいたしましたところ、「常に相談・指示が受けられる専門家の委嘱は、ぜひ必要である」「組織として対応できる体制整備に努めるために、不当要求行為等防止対策委員会があると考えれば、問題ない」「不当要求の抑止力になるという機能があり、成果はもっと長期的に見る必要がある。弁護士の人選は重要

で、行政が決めるべきである」「庁内での情報共有、団結につながり、持続を見守ることが必要ではないか」との反対意見や、「5回分の予算がついていたが、3回しか開かれていない。不当要求ではないかとして上がった4件についても、どれも不当要求ではないとされており、実務的には、個別法の解釈、運用の問題になってくると考えられ、顧問弁護士で十分に対応できる」「市政に疑義を持つ市民の方々に対して、弁護士で対応を強めていくことになり、疑義等を市政に反映し、解決していくという本来の行政のあるべき姿を構築していただきたい」との賛成意見がありましたので、挙手による採決の結果、修正案は、賛成多数で承認をされました。

続いて、修正部分を除く原案についてお諮りいたしましたところ、「給食配送業務の入札を完全なオープンで行うとの言質がとれなかった」こと、「市民税の増税、介護保険料の引き上げ、市民サービスの民間委託や民間移管、葬祭業務の廃止、職員の加重負担等、承認できない」ことなどの反対意見がございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により、承認した次第でございます。

最後になりますが、個別審査事項以外で、各分科会主査から報告を受けております主な質疑等について、その内容等御報告を申し上げます。

総務分科会では、特に申し上げる質疑等は報告されておきませんが、教育民生分科会から報告されたものについて申し上げますと、「宮市保育所の旧園舎の解体後の整備はどうか」との質疑に対し、「旧園舎は7月か8月ごろに解体し、フェンスの設置、簡易舗装を行いまして、当面は、保育所職員の駐車場として利用し、その後の利用につきましては、財政当局と協議してまいりたいと考えております」との答弁がございました。

また、「大腸がん検診に無料クーポン券制度が取り入れられたが、男性に比較的多い前立腺がんの検診をがん検診事業として実施できないか」との質疑に対し、「地方自治体が発行するがん検診に関しては、国の研究班が有効性等を定期的に協議、検討され、指針を示されており、表に掲げている5つのがん検診が望ましいということで、本市もその指針に基づき実施しております」との答弁がございました。

また「小・中学校の施設補修については、学校の要望に十分応じているのか」との質疑に対し、「学校から補修依頼のあったものの中から危険度、緊急性の高いものを優先し、順次対応しております」との答弁がございました。

これに対し、「各学校からのさまざまな要望に対し、教育現場を見ながら予算を確保し、改善していただきたい」との要望がございました。

また、「環境家計簿は、今後どのように活用していくのか」との質疑に対し、「23年度から家計簿のコンテストを実施しておりますが、今後も継続して実施していきたいと考

えております。また、内容等の見直しを行いまして、新たな取り組みについても協議しているところでございます」との答弁がございました。

次に、産業建設分科会から報告された主な質疑等の内容について申し上げます。

「単独市費土地改良事業について、前年度の積み残しはどのくらいあるのか」との質疑に対し、「要望に対する積み残しは、23年度で66件ございまして、前年度より10件程度増えております」との答弁がございました。

これに対し、「相当件数の積み残しであり、これが年々増加していくようであれば、財政当局に予算の確保をお願いしてほしい」との要望がございました。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結して修正案及び原案について、一括して討論を求めます。高砂議員。

○12番（高砂 朋子君） まず、総務費の修正に関しては、修正案反対、原案に賛成の立場で討論をいたします。

不当要求行為等防止対策委員会専門員報酬については、職員が不当要求に関する事柄に対応することは複雑で、精神的にも苦勞が多いと思われまして、これらのことは仕事柄、職員として永遠の課題となるものと考えます。職員の正しい判断、意識を養うにも不当要求行為等防止対策委員会の維持と、その場に、不当要求に対応する専門員に相談ができることは大変心強いと思っておりますし、維持することで、庁内の情報共有ができ、団結にもつながると信じているところでございます。これまでの半年程度の実施期間で、よしあし、判断できないことでありましょうし、当面、同体制を持続することで見守ることが必要と考えます。

よって、修正案反対、原案に賛成をいたします。

また、教育費の関係でございますが、双方の修正案に反対をし、原案に賛成をいたします。

コミュニティ・スクールの件でございますが、コミュニティ・スクールは文科省が地域とともにある学校づくりを目指して、学校運営協議会を設置して行っていくものであり、核家族化、少子化の進む現代には大変必要な事業だろうと考えます。学校のさまざまな課題解決に参画していくことに一定の権限と責任を持つということで、学校運営協議会の報酬を認めるべきと考えております。

また、CRTのことでございますが、CRTは知識だけでなく、思考力や判断力等の重

要性をかんがみ、その学年のうちに改善すべきところを改善していく、また、小学校のうちに小学校の問題解決に取り組んで、中学校に送らない、そういったことも考え、実施されるものでございます。序列化や競争を目的とするものではないと考えております。

よって、賛成をしたいと思っております。まずは、実態を把握することは大切なことであり、その実態に基づいての今後の取り組みに大いに期待したいことを申し添えて、教育費双方の修正案に反対をし、原案に賛成をいたします。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 藤本議員。

○20番（藤本 和久君） 総務費の修正案に反対の立場で討論をさせていただきます。

不当要求行為等防止対策委員会の担う役割というか、機能は大きく2つあると思います。1つが、不当要求があった場合の対応策を示す、いま一つが、不当要求の抑止力になることです。この機能を高めるには、弁護士の人選は非常に重要なことで、その人選については議会がどうこう言う問題ではなくて、行政が行うべきだと思います。また、当委員会の成果は、短期間で評価すべきではなく、長期的に見る必要があると思います。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 3つの修正案に賛成の立場で討論をいたします。そして、それを除く一般会計の予算には賛成の立場から討論をいたします。

修正のまず最初、不当要求対応専門員の報酬でありますけれども、これは予算委員会全体会での集中審議の中で、私自身も質問をし、明らかになってまいりましたが、これは、基本的には個別の各法律についての相談ということに尽きるのではないかということであります。

したがいまして、そういう形であれば、現状の顧問弁護士制度の中で十分に対応できるものだというふうに考えております。

したがいまして、修正に、これについては賛成をいたします。

2つ目のコミュニティ・スクールでありますけれども、コミュニティ・スクールは地教行法によりまして大きな権限が学校運営協議会に与えられます。大きな権限の3つ目が、教職員に対する任用について、防府市の場合であれば、県の教育委員会に意見を述べるができる、こういうものであります。これをこれまでゼロ校であったのを27校に新年度中にするというものであります。全国的には、このコミュニティ・スクールの導入は全国の中で、1年前の実績であります。789校にしかすぎません。全国3万を超える小・中学校があるわけですから、2%を少し超えるという導入率であります。15の道府

県は、いまだに1校も導入しておりません。こういったものを一度に、ゼロから27に拡大、拡充するということは、大きな混乱を招くのではないかとこのように考えております。また、他市では報酬を出していないということも大きな修正案に賛成をする理由ではありません。

CRT、学力検査については、私が予算委員会での提案者でありますので、これについては詳しく述べませんが、先ほど予算委員長の報告の中にあつたとおりにすけれども、こういった民間の市販テストを拡大するというのが意味があるのかどうか、特にこの中では観点別の学力検査という形で、判断力、あるいはそういったさまざまな領域別の個別の学習単位をどこまで勉強しているかということではなくて、そういったものを40分、あるいは中学校では45分ですが、そういったテストではかることが非常に問題があるのではないかと、こう思いますので、現状あるものについては当面認めますが、これの拡大については反対をいたしたいと思っております。

その他一般会計の全体の中については、行政改革の中で民間委託が進められていたり、職員の配置が不十分で、業務が十分にできていないのではないかと、こういうふうに疑問を感じる点も多々あるということをもまず指摘させていただきます。

2つ目は、給食センターの配送業務委託については、新年度も随意契約をするというものでありますけれども、昨年に続き行われるものであつて、問題があるというふうに言わざるを得ません。このほか憲法の言う応能負担原則が租税制度のみならず、地方自治体の市民の負担のあり方、それから最近ではさまざまな福祉の分野にもそういったものが拡大をされつつあります。そういうことの中で、特に消費税を使用料に上乗せすることにも疑問を感じます。

幾つか問題と感ずる点、疑問と感ずる点を指摘させていただきましたが、予算の修正に力を注ぐという立場から、賛成をする旨、態度表明をいたします。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○24番（山本 久江君） まず、総務費に係る修正案、不当要求行為等防止対策委員会の2人の専門員報酬を削減する修正案につきましては、反対の立場を表明をいたします。

昨年11月から、増加していく市民からのさまざまな要求、要望、あるいは苦情などに対応するために弁護士を専門員として設置、若手職員も参加しながらの委員会が開催をされております。担当課が苦慮する一つ一つの案件にどう対応するのか、不当要求に当たるのかどうかという判断、その根拠等を専門員から指示を受け、その情報を共有しながら、組織的に対応していくというこの体制は、今日の状況からすれば、私どもは必要だと考えております。

そのため、この修正案には反対をいたします。

次に、教育費に係る修正案でございますが、学校運営協議会委員の報酬を減額する修正案及びC R T 検査の新たな学年への実施を見送る修正案につきましては、それぞれ賛成の立場を表明したいと思います。

コミュニティ・スクールのあり方は、さまざまな議論があるところでございますが、この学校運営協議会委員の報酬につきましては、例えば、お隣の周南市では学校運営協議会の規則に、「報酬は原則として無償とする」と明記してありますけれども、美祢市を除く県内他市では報酬は出していない状況でございます。県内他市の状況もかんがみながら、この修正案に賛成をしたいと思います。

それから、C R T 検査でございますが、新たに小学校3年生、5年生、そして中学校2年生と増やしていく、学力テストを合わせますと、小学校3年生から中学校3年生まで、毎年実施するということとなります。既に県の支援プログラムを使った評価テストや確認問題もやられているわけですが、子どもの学力の把握ということで実施される新たな学力検査、学校現場では、子どもと学校を一層競わせる、さらに、多忙な教職員にも新たな負担となるということが懸念されております。

よって、C R T 検査は、現行実施の学年にとどめ、実施の内容、効果等を検証するための修正案、これには賛成をしたいと思いますというふうに考えております。

それから、一般会計予算、修正部分を除く原案につきましては、反対の立場で討論をしたいと思います。

新年度は、御承知のように、現下の厳しい景気や雇用情勢、地価下落の影響等によりまして、市税収入は連続して減少をしている中で、市民にとっては、特に子育て世帯にとって年少扶養控除の廃止、あるいは特定扶養控除の上乗せ分の廃止で、市税収入は3億1,000万円増収となりますが、逆に言えば市民税の増税となります。

一方、高齢者にとりましては、新年度年金額の1.2%削減の中で、介護保険料、あるいは後期高齢者保険料の引き上げが予定をされております。

さらに、障害年金や母子家庭などの児童扶養手当、あるいは原爆被爆者の手当なども連動して引き下げられることとなります。厳しい経済状況のもとで、市民にとっては一層負担が増すという、こういう新年度になるわけでございます。このようなときこそ地方自治体は、本来の責務である住民の安心・安全、命と暮らしを守る役割、この役割が十分に発揮されなければならないと考えております。

新年度予算においては、相変わらず行政改革の名において、こうした立場での施策が縮減されようとしております。本来、行政が直接責任を持つべき住民サービスが民間委託や

民間移管されまして、企業の営利目的に供されようとしているわけでございます。保育所の民間移管は引き続き検討されておりますし、また保護者や教職員、あるいは市民の強い反対にもかかわらず、学校給食の民間委託も進められております。

さらに、新年度は可燃ごみ収集運搬業務もさらに1コース、民間委託に追加をされます。また、市民にとって本当に助かると喜ばれておりました葬祭業務でございますけれども、新年度、廃止されることが打ち出されました。市民の意見も十分反映されていない中で認めることはできません。

さらに、この間、行革によりまして、市の職員が大幅に減らされた結果、多くの部署で職員の過重負担が続いております。地域主権一括法のもとで事務量が相当増えているにもかかわらず、新年度のスタートは第4次定員適正化計画をも下回る職員数となっております。市民の要望に十分こたえていくためにも、職員の増員が図られるべきと考えております。

一方、厳しい経済状況のもとで、市民の暮らしを守るべき行政の役割、極めて重要でございます。しかし、新年度、例えば高過ぎる国民健康保険料は据え置きとはいえ、負担の限界を超えておまして、これを少しでも軽減するための施策が切実に求められておりますが、他市が行っているような一般会計からの繰り入れによる保険料の軽減もなされておられません。

新年度予算には、私どもも要求いたしました市民要望の強かった子どもの医療費の助成制度の拡充、あるいは住宅リフォーム助成事業の継続等々盛り込まれたことは大変評価をしたいというふうに考えておりますが、さきに述べました理由によりまして、修正部分を除く原案につきましても反対の態度を表明させていただきます。

○議長（安藤 二郎君） 土井議員。

○2番（土井 章君） 修正案に賛成、そして修正案を除く原案に反対の立場で討論をします。

まず、修正案ですけれども、不当要求に関する予算でございますが、専門員設置、2名を、毎月委員会を開くという予算計上でございますが、委員会でも慎重審議もしましたし、あるいは予算委員会の全体会議でも審議をいたしました。私は、顧問弁護士が防府市にはちゃんと置いてあるわけございまして、屋上屋を重ねる必要はないという立場をとります。

まず、個別の事案であります。顧問弁護士に1件ずつ、事案ごとに相談をすれば済むことですし、一般的な対応の仕方であれば、一度顧問弁護士に来ていただいて研修会などを開けば、事足りるのではないかと、4件ほど不当な要求かどうかという疑義がある案件

が審議されたようですけれども、結果的には不当な要求ではないというふうに判断をされたようでございますが、ちょっと市民の声が大きければ、なますを吹いて食べるような傾向がありはしないかなというような思いもしております。

2点目のCRT検査、学力テストですけれども、現在も文科省の学力テスト、CRTを合わせますと、隔学年——「カク」というのは、「へだたる」2、4、6という数字の「隔」ですけれども、4年、6年、1年、3年でCRT、あるいは文科省の学力テストが実施をされているわけです。先生も忙しい中です。子どもの傾向というのは、毎年毎年やらなくても、1年置きに実施をしても、そんなに傾向としては変わるものではなかろうという思いがいたしております。

それから、学校運営協議会ですけれども、これは、私は、規則で設けることになっていますから、議会がとやかく言う筋合いのものではないと。

ただ、願うべきは、地教行法の趣旨にのっとって忠実に実施をしていただきたいということでございますが、これの報酬につきましては、ほかの案件なんかでもいろんな議員が一般質問したときに、執行部の答弁は他市の状況を見て判断しますと、他市の状況を見て検討という言葉がたびたび使われております。なぜこの場合だけ県内他市の例が使われていないのか、異常に思います。450万円程度の金、1人の委員さんには、一月1,000円です。たれば大きくなるんです。この約450万円があれば、ほかに大きな仕事ができるという思いがしておりますし、協議会委員になられる方も毎月1,000円の報酬を一つも欲しがってはいないだろうという思いがいたしております。

それから、修正案を除く原案に反対の立場としますが、これについては全体的に反対するわけではないんですが、1点、学校給食配送業務が随意契約でなされようとしておることに対して反対をするものです。昨年も反対をいたしました。このたびは理由がもっと明確にあります。昨年の9月議会で車の購入費の予算化をいたしました。そして、車の購入手続がなされていないということで、12月議会の冒頭には早期に車の手配をするようにという決議も議会ではなされました。

しかし、それを全く放置をしておいて、車を持ってないから、車がないから、今、車を持っている会社と随意契約をしなければならないというのは、理論的に全く成り立たない議論でございます。

まず、自治法等々の法律からいたしましても、契約というのは、まずは一般競争入札、そして指名競争入札、何も方法がないときに初めて随意契約がなされるものであって、随意契約というのは異例中の異例、例外中の例外というふうに考えなければなりません。それがいとも簡単に昨年度に引き続き、ことしもある会社と随意契約をするということとは

ても容認できるものではありませんので、この1点を原因に、原案に反対をいたします。

○議長（安藤 二郎君） 田中敏靖議員。

○10番（田中 敏靖君） いずれも修正案につきましては反対、修正案を除く原案につきましては賛成の立場で討論をさせていただきます。

今現在、防府市の職員の中で、私は職員で部長をやってやろう、いろいろ役をやってやろうという方が非常に減ってきているのではないかと私は思います。この理由は、昔、5項目事件があったような事件の場合、だれもが黙り込んで、これを対処していなかった。こういう状態の中で、本年度の定年退職者も随分いらっしゃるようでございます。その定年退職者以外にも退職者が増えてくると、こういう状況で、物言えぬ不安を解消する上にも、体制づくりというのがぜひ必要である。

そのような中で、弁護士を含めた委員会、対策会議というものが不可欠と考えております。5項目事件等々はお忘れかも知れませんが、安心してやれる行政運営をしてもらうためにもぜひ必要と思いますので、修正案につきましては反対いたします。

また、教育費につきましては、他の同僚議員がおっしゃったとおりでございます。

また、修正案を除く原案につきまして、1点だけ意見を申し上げておきます。

潮彩の購入につきましては、基本的に当初の計画が不備であった。こういうような状況の中で、そのチェックを怠ったために起こり得る倒産の原因もあると、これは行政への責任もあるのではないかというふうに思います。そういう中で、購入ということの立場をとられたかも知れませんが、これからはもっと精査してやっていただきたいということ。また、特に今回はいいと思いますけれど、使途不明金が8,200万円等々あるというような、このような問題は、本来はきちっと解決した後に購入の計上をすべきであるというふうに考えますので、意見を申し上げて賛成とさせていただきます。

以上でございます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案の予算特別委員長報告は修正でありますので、まず予算特別委員会の修正案のうち総務費の修正部分を起立により採決いたします。

予算特別委員会の修正案のうち総務費の修正に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立多数でございます。よって、議案第33号についての修正案のうち、総務費の修正は可決されました。

次に、予算特別委員会の修正案のうち、教育費の修正部分を起立により採決いたします。

予算特別委員会の修正案のうち、教育費の修正に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立多数でございます。よって、議案第33号について修正案のうち、教育費の修正は可決されました。

次に、修正議決した部分を除く原案について、起立による採決といたします。

本案については、修正議決した部分を除くその他の部分について原案のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立多数でございます。よって、議案第33号の修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

市長。

○市長（松浦 正人君） ただいま議決されました案件のうち、修正議決されたことに對しまして私は再議をお願いいたしたいと思っております。その理由は、また後ほど申し上げる機会もあろうかとは思いますが、あえて申し上げさせていただきます。

不当要求に対する専門員につきましては、分科会、あるいは全体会、あるいは予算集中全体会等々でいろいろ御質問もあり、またいろいろな答弁もしたようでございますが、私並びに副市長はそこに参席を許されておらず、したがって、この不当要求なるものがどのような実態であるかということについて、皆様方にはよくよく御承知をいただいた上で、いま一度御審議をいただきたい。例えば、先ほどの御意見、御開陳の中で、なますを吹いて食べるというような議論があったかと思いますが、皆様方の前ではなますであるかもわかりません。しかし、私どものところへ来ておるときには、それはあつあつのものになっておることも十分あるわけでございます。より詳しいことは、また後ほどお話をさせていただきます。ただこうと思っております。

また、教育委員会、CRTに係ることにつきましても、参与員からそれなりの熱心な説明があったかと思いますが、現在の学力において顕著な数字があらわれてきているということについての説明がまだ十分なされていないような点もあるような気がいたします。何も学力向上を目指して、このCRTをすることではございません。検証する必要がある、検証することによって、初めて対応していくことができるわけでありまして、その機会をせっかく私ども御提供を、市民のために、また、子どもたちのために提供をいたさんとしたわけでございますが、その芽を摘んでしまわれるようなことをこのまま看過するわけには断じてまいりません。

よって、議長に暫時休憩を求め、再議書を提出させていただきたい。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） ただいま市長から、休憩の申し出がありましたので、暫時休憩といたします。

午前10時39分 休憩

午前10時48分 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

休憩中、市長から、議案第33号に係る再議書が提出されました。

ここで、この取り扱いにつき、議会運営委員会を開催するため、暫時休憩といたします。

議会運営委員会委員の皆様は、大変申しわけございませんが、第1委員会室に御参集ください。

午前10時49分 休憩

午前11時 9分 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

ただいま開催されました議会運営委員会におきまして、先ほど提出されました再議については、本日の議事日程の最後に議題としたい旨の協議がなされましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、平成24年度防府市一般会計予算の再議は、本日の議事日程の最後に議題といたします。

議案第19号防府市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例の制定について

議案第34号平成24年度防府市競輪事業特別会計予算

（以上総務委員会委員長報告）

議案第18号防府市空き家等の適正管理に関する条例の制定について

議案第21号非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例中改正について

議案第23号防府市職員の特殊勤務手当に関する条例及び防府市斎場・葬儀所設置及び管理条例中改正について

教育民生委員会の閉会中の継続審査について

議案第25号防府市介護保険条例中改正について

議案第 28 号防府市営墓地設置及び管理条例中改正について
議案第 30 号防府市公民館設置及び管理条例中改正について
議案第 31 号防府市野島漁村センター設置及び管理条例中改正について
議案第 35 号平成 24 年度防府市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 37 号平成 24 年度防府市と場事業特別会計予算
議案第 39 号平成 24 年度防府市駐車場事業特別会計予算
議案第 40 号平成 24 年度防府市交通災害共済事業特別会計予算
議案第 41 号平成 24 年度防府市介護保険事業特別会計予算
議案第 42 号平成 24 年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算

(以上教育民生委員会委員長報告)

議案第 17 号防府市景観計画について
議案第 29 号防府市営住宅設置及び管理条例中改正について
議案第 36 号平成 24 年度防府市索道事業特別会計予算
議案第 38 号平成 24 年度防府市青果市場事業特別会計予算
議案第 43 号平成 24 年度防府市水道事業会計予算
議案第 44 号平成 24 年度防府市工業用水道事業会計予算
議案第 45 号平成 24 年度防府市公共下水道事業会計予算

(以上産業建設委員会委員長報告)

○議長(安藤 二郎君) 議案第 17 号から議案第 19 号、議案第 21 号、議案第 23 号、議案第 25 号、及び議案第 28 号から議案第 31 号、並びに議案 34 号から議案第 45 号までの 22 議案を一括議題といたします。

まず、総務委員会に付託されておりました議案第 19 号及び議案第 34 号について、総務委員長の報告を求めます。三原総務委員長。

[総務委員長 三原 昭治君 登壇]

○9 番(三原 昭治君) さきの本会議において、総務委員会に付託となりました、議案第 19 号及び議案第 34 号につきまして、去る 3 月 13 日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について、御報告申し上げます。

初めに、議案第 19 号防府市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第 3 条第 3 項ただし書の規模を定める条例の制定について、審査の過程における質疑等の主なものを申し上げます。

「県からの権限移譲により条例の制定が行われるが、関係者や市民との十分な協議が必要である。パブリックコメントを実施しなかったのはなぜか」との質疑に対し、「今回の

条例制定は新たな市独自の方針を定めるというよりも、これまで県によって実施されていたものを継承するものであることから、防府市パブリックコメント実施要綱の第8条第1項の第2号により適用除外といたしました」との答弁がございました。

意見として、「単純に今まで県が100平米だから100平米というのでは、地域主権の意味がない。周南市や下松市などでは200平米としている。過去の実態等を含めて100平米がよいのか、法律どおり200平米がよいのかを熟慮を重ね、慎重な判断を下さないと地域主権の意味は全くないと思う。地域主権改革に基づく権限移譲については現状を安易に追認するのではなく、それぞれの地域の実情を参酌した上で決めていただきたい」というものや、「県の開発許可の最低基準は150平米からで、200平米にすると、網から漏れるし、土地の譲渡所得の控除が受けられない。市民にとっては100平米が有利と考える」というものでございました。

審査を尽くしたところでお諮りしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

次に、議案第34号平成24年度防府市競輪事業特別会計の審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、「ファン獲得のために他場ではいろいろな取り組みをしている。防府競輪ではファン獲得のため、どのようなイベントを考えているのか」という質疑に対し、「新規顧客の獲得のために、今年度は高齢者を対象にした各種教室等を開催しましたが、新年度は対象をどうするか、喜ばれるサービスは何かを検討し、通年のファンサービス、ビッグイベントのときのファンサービス等、目的に合った最善のファンサービスを実施していきたいと思います」との答弁がございました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 次に、教育民生委員会に付託されておりました議案第18号、議案第21号、議案第23号、議案第25号、議案第28号、議案第30号、議案第31号、議案第35号、及び議案第37号、並びに議案第39号から議案第42号について、教育民生委員長の報告を求めます。重川教育民生委員長。

〔教育民生委員長 重川 恭年君 登壇〕

○4番（重川 恭年君） さきの本会議におきまして、教育民生委員会に付託となりました議案第18号、議案第21号、議案第23号、議案第25号、議案第28号、議案第30号、議案第31号、並びに特別会計予算、議案第35号、議案第37号、議案第39号、議案第40号、議案第41号及び議案第42号の13議案につきまして、去る

3月14日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第18号の防府市空き家等の適正管理に関する条例の制定について、質疑等の主なものを申し上げますと、「市民を巻き込んだ実施条例が必要であり、今後、行政代執行を含めた検討はしないのか」との質疑に対し、「行政代執行については、ほかに特別な定めがない限り、国の行政代執行法をもとに、当然執行できるものと理解しています。しかしながら、今後、この条例の実効性を確保するという観点から、行政代執行を検討することも必要との認識がございます」との答弁がございました。

また、「この条例に、規制が容易な空き地の行政代執行を視野に入れることはどうか」との質疑に対し、「放置すれば、人の生命、財産にまで危害を及ぼす可能性のある空き地に対し、そのおそれが低い空き地を同じ条例の中で同列に取り扱うのはどうか、また空き地の管理について、制裁措置等を規定していない環境保全条例との整合性を考慮いたしますと、行政代執行を空き地にも求めるということであれば、空き地の適正管理については、別途単独の条例として制定する選択肢もありますし、状況の変化によって、空き家の条例への明文化も検討したいと考えております」との答弁がございました。

また、「空き家の解体について、補助ということは考えていないのか」との質疑に対し、「補助については、何を基準にするのか非常に難しいこともありますし、公平性の確保から慎重に判断すべきと考えております」との答弁がございました。

質疑等を終結し、審査を尽くしたところで、「空き家の管理が実効性あるものとなるよう本条例施行後の状況を勘案し、空き地の管理に関する規定や行政代執行も含めた見直しの検討を促したい」との理由から修正案が提出されました。

この修正案についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく、修正案を承認いたしました次第でございます。

次に、修正部分を除く原案についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく、承認いたしました次第でございます。

したがって、本案につきましては、お手元に配付しております修正報告書のとおり、修正の上、その他の部分については、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

次に、議案第21号非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例中改正について、その結果と経緯について御報告申し上げます。

「過去2年間、学校運営協議会を研究してきた大道小学校での対応は可能と思われるが、新年度、市内すべての学校に権限を与えることは、混乱が予想されるがどうか」との質疑に対し、「学校運営協議会の3つの権限のうち、1つ目の教育課程の編成や基本的な方針

の承認を行うことについては、これまでも学校長が地域や保護者の方に説明を行い、また学校便りで公開するなどしてきております。今後は、学校運営協議会において、地域のさまざまな声を拾い上げることが可能になり、それを生かすことができると思います。2つ目の学校運営に関する意見を教育委員会等に述べることについても、今まで各学校は地域の方々の御意見をいただき、それを生かしてきており、学校運営協議会から、同様に意見をいただくことができますので、今までと変わらないと思っております。3つ目の人事にかかわることですが、直接意見を述べるができることについても、特色ある学校づくりを進める上で、これまでも地域の方々からの声を尊重してきておりますし、権限と責任を持つ校長が、市教育委員会に具申して、最終的に県教委が任命をすることは、今後も変わりませんので、このことも特に問題はないと考えております」との答弁がございました。

また、「新年度、全校に設置することは、意味があるのか」との質疑に対し、「各学校では、地域の力をお借りし、地域の教育力を学校に生かすということで、現在、授業や見守り隊等で支援していただいている学校支援ボランティアの方々の人材バンクを整備しており、また学校評議員という制度も吸収するような形で、学校運営協議会の設置を教育委員会としても準備してまいりましたので、4月から一斉にではないにしても、24年度の1学期中には、それぞれの学校で立ち上げることができると考えております。地元の公立学校に、安心して通学してほしい強い思いで、地域の皆さんとともに、子どもたちを見守っていくことがコミュニティ・スクールの大きな柱でありますので、全校に設置してまいります」との答弁がございました。

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律にある3つの権限に対し、市の規則の素案に人事の権限を入れていないのはどうか」との質疑に対し、「案の段階ではありますが、人事について明記していない規則が全国に数多くありましたので、これらを参考に作成いたしました。人事について、意見を述べることはできますので、委員の方々には、そのことについて説明をし、周知したいと思います」との答弁がございました。

これに対し、「人事について明記してあるほうが圧倒的に多いと思われ、法律にある権限を規則に掲げないことには問題がある」との意見がございました。

また、「月額報酬1,000円の積算根拠はどうか」との質疑に対し、「県内で報酬を出しているところがございますので、全国の調査をいたしまして、三鷹市の例により月額1,000円を計上させていただきました」との答弁がございました。

審査を尽くしたところでお諮りしましたところ、「学校運営協議会の設置については、性急に進めようとしており、また県内では美祢市を除き、報酬は支払っていないことから、本条例の改正案に反対する」との意見や、「学校運営協議会委員は、学校のさまざまな課

題解決に参画していくことに一定の権限を持つという意味から、報酬を設定することに反対するものではない」との意見がございましたので、挙手による採決を行った結果、賛成少数により不承認とした次第でございます。

次に、議案第23号の防府市職員の特殊勤務手当に関する条例及び防府市斎場・葬儀所設置及び管理条例中改正について、その結果と経緯について御報告申し上げます。

「葬具については、これまでどおり販売するのか。また、低所得者の方にとっては、市の葬儀所業務は必要と考えられるが、具体的な考えがあるのか」との質疑に対し、「葬具の販売はいたしません。民間の葬儀社関係業者から、単品販売は可能という返事はいただいております。低所得者に対して、生活保護と同程度の救済措置は、今のところ考えておりませんが、遺体搬送と火葬のみのいわゆる火葬式については、市内の民間事業者3社は、市と同様の額でできるという回答をいただいております」との答弁がございました。

また、「葬儀所業務を廃止することについて、市民への周知や相談体制はどうするのか。また、自治会との意見の場は持たないのか」との質疑に対し、「葬儀所の廃止については、ホームページ、市広報で十分周知し、市民への相談体制については、今後、必要になるであろうとは考えております。また、自治会に対しては、連合自治会の役員の方々に説明をいたしております」との答弁がございました。

審査を尽くしたところでお諮りしましたところ、「葬儀所の廃止については、さまざまな課題があり、今後、さらに審査する余地があるため、閉会中の継続審査を提案する」との意見に対し、「利用者も減少し、赤字も続いている情勢の中で、葬儀所を廃止する条例案に賛成である」との意見がございましたので、挙手による採決を行った結果、可否同数により、委員長は閉会中の継続審査とした次第でございます。

次に、議案第25号の防府市介護保険条例中改正について、その結果と経緯について御報告申し上げます。

「介護保険料の値上げを抑えるために、国、県、市の基金から繰り出しをしているが、もっと多額の金額を繰り出すことはできなかったのか」との質疑に対し、「市の拠出分については、国から取り崩す基準が示され、県において取り崩し額を決定されたものです」との答弁がございました。

審査を尽くしたところでお諮りしましたところ、「大幅な値上げになっているが、本来保険料ではなく税で行うべきであり、所得に応じた応能負担とすべきと考え、改正案については反対する」との意見がございましたので、挙手による採決を行った結果、賛成多数により承認とした次第でございます。

次に、議案第28号の防府市営墓地設置及び管理条例中改正について、その結果と経緯

について御報告申し上げます。

委員会といたしましては、特に御報告申し上げる質疑等もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

次に、議案第30号及び議案第31号の審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、議案第30号の防府市公民館設置及び管理条例中改正についての審査において、「審議会委員の委嘱について、その他教育委員会が必要と認める者を追加した理由はどうか」との質疑に対し、「地域の方が公民館の運営に参画できることを目的としており、公民館の利用者に委員として加わっていただくことで、利用者の立場で御意見をいただくという利点がございますので、追加したものでございます」との答弁がございました。

これに対し、「市のさまざまな審議会の委員で、その他教育委員会が必要と認める者というものは、ほとんど見受けられない。明確な出身、区分のないものを掲げることは問題がある」との意見がございました。

次に、議案第31号防府市野島漁村センター設置及び管理条例中改正についての審査において、「その他市長が必要と認める者を認めると、野島の地元の委員が減少すると思われるがどうか」との質疑に対し、「教育委員会といたしましては、あくまでも野島の中で考えております」との答弁がございました。

議案第30号及び議案第31号の審査を尽くしたところで、「両議案とも第5号を削除し、委員の委嘱について緩和し過ぎないようにする」との理由から、修正案が提出されました。

この議案第30号及び議案第31号の原案及び修正案についてお諮りいたしましたところ、「両議案のそれぞれで、その他必要と認める者とした規定である第5号については、地域の実情に合わせ、利用者の声を反映したいとの考えから提出されたもので、緩和し過ぎることにはならないと考えられ、修正案に反対、原案に賛成する」との意見がございましたので、両議案の修正案について、挙手による採決を行った結果、賛成多数により、修正案を承認いたしました次第でございます。

次に、議案第30号及び議案第31号の修正部分を除く原案についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく承認いたしました次第でございます。

したがって、この2議案につきましては、お手元に配付しております修正報告書のとおり、修正の上、その他の部分については、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

続きまして、特別会計予算の審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、議案第35号平成24年度防府市国民健康保険事業特別会計予算の審査において、「被保

険者証がカード化され、小さくなることによる高齢者対策はどうか」との質疑に対し、「特に対策はありませんが、紛失された場合には、再発行することになります」との答弁がございました。

これに対し、「高齢者等がカードを紛失しにくいような配慮をお願いしたい」との要望がございました。

次に、議案第37号平成24年度防府市と場事業特別会計予算、議案第39号平成24年度防府市駐車場事業特別会計予算、議案第40号平成24年度防府市交通災害共済事業特別会計予算、議案第41号平成24年度防府市介護保険事業特別会計予算、議案第42号平成24年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算につきましては、特に御報告申し上げる質疑等はございませんでした。

審査を尽くしたところでお諮りしましたところ、議案第35号、議案第41号及び議案第42号については、「国民健康保険事業は、一般会計からの繰入金を増額し、保険料の軽減を図るべきある。また、介護保険事業については、今回20%近く保険料が上がり、国民、市民への負担増に転化することから、承認しがたいものである。後期高齢者医療事業については、2年ごとの保険料の見直しが、山口県後期高齢者医療広域連合の議会において、市民から離れた各市の代表者だけで決まる制度となっており、また、一般財源を持たないため、自治体独自では減免を講じられず、人間ドックも実施できないことなどから反対をする」との意見がございましたので、議案第35号、議案第41号及び議案第42号について、挙手による採決の結果、賛成多数により、原案のとおり承認した次第でございます。

次に、議案第37号、議案第39号及び議案第40号の3議案につきましては、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 次に、産業建設委員会に付託されておりました議案第17号、議案第29号、議案第36号、及び議案第38号、並びに議案第43号から議案第45号について、産業建設委員長長の報告を求めます。久保産業建設委員長。

〔産業建設委員長 久保 玄爾君 登壇〕

○7番（久保 玄爾君） さきの本会議におきまして、産業建設委員会に付託となりました議案第17号、議案第29号、議案第36号、議案第38号及び議案第43号から議案第45号までの7議案につきましては、去る3月15日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第17号防府市景観計画についての質疑等の主なものを申し上げますと、

「この計画を見ると、都市景観を中心とした取り組みのほか、各地域の特性を生かした景観の形成にも取り組むとなっているが、山村地域の荒廃地や里山等、周辺農村部の整備ということになれば自然環境を維持した景観形成が必要であり、そのためには庁内の他の部署との連携も重要になってくると思われる。今後の景観計画実施に向けての庁内体制はどのように考えているのか」との質疑に対し、「良好な景観形成に必要な法律は多岐にわたっておりますので、景観計画の策定においては庁内の関係部課長で組織する検討委員会で協議してまいりました。今後も庁内の検討委員会は継続しますので、関係各課と連携し、課題等について検討してまいりたいと思います」との答弁がありました。

また、「平成14年に制定された防府市都市景観条例と平成24年度に制定予定の防府市景観条例は重複する点かなり出てくると思われるので、整合性をとり、一本化してほしい」との要望がございました。

次に、議案第36号平成24年度防府市索道事業特別会計予算についての質疑等の主なものを申し上げますと、「年間パスポート券の今年度の購入者は約300人であったとのことであるが、平成24年度予算で500人と計上したのはどういう根拠によるものか」との質疑に対し、「平成23年度は年間パスポート券の使用が4月29日からで、十分に周知できなかった面があったかと思えます。来年度は、前年度の購入者に改めて購入をお願いするとともに、企業にも直接訪問してお願いする等、購入増に向けて取り組んでまいりたいと考えております」との答弁がありました。

また、「ロープウェイの存廃については、しっかりと調査をした上で判断すべきである。そのためにも大平山山頂公園の利用者がロープウェイ、マイカーのどちらで来場したのか等、イベント開催日だけでもよいので、集客状況をきちんと把握してほしい」との要望がございました。

続きまして、議案第38号平成24年度防府市青果市場事業特別会計予算については、特に御報告申し上げる質疑等はございませんでしたが、「市内の農業団体では、地産地消の推進の取り組みとして、各地で朝市を開催されており、今後の青果市場の運営に当たっては、こうした取り組み状況を参考にしてほしい」との要望がございました。

続きまして、議案第43号平成24年度防府市水道事業会計予算、議案第44号平成24年度防府市工業用水道事業会計予算及び議案第45号平成24年度防府市公共下水道事業会計予算の3議案について、一括して御報告申し上げます。

委員会といたしましては、特に御報告申し上げる質疑等はございませんでしたが、お諮りしましたところ、3議案とも、「市民のライフラインは市が直接責任を持ってやるべきであり、外国資本の会社に業務委託することは安心・安全の面からも納得できず、賛成し

がたい」との反対意見がございました。

挙手による採決の結果、賛成多数により、3議案とも原案のとおり承認した次第でございます。

また、議案第29号防府市営住宅設置及び管理条例中改正については、特に御報告申し上げる質疑等はございませんでした。

以上、本委員会に付託されました7議案について御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） これより、各常任委員長の報告に対して一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結して、修正案及び原案について、一括して討論を求めます。田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 議案第18号の修正案に賛成の立場、議案第21号の非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例中改正については反対、議案第23号のいわゆる葬儀所に関する条例については委員長報告のとおり、継続審査に賛成、それから議案30号及び31号について、公民館、あるいは野島漁村センターについてはいずれも修正案に賛成、議案第25号の介護保険条例中改正については反対、それから特別会計におきましては、35号の国民健康保険事業、41号の介護保険事業、42号の後期高齢者医療事業の3つの特別会計予算、そして議案第43号の防府市水道事業会計予算に反対の立場から討論をいたします。

まず、最初の議案第18号の空き家等の適正管理に関する条例であります。これは議会基本条例による議会改革として、議会内の政策討論会でこうした条例をつくるということが協議をされ、ぜひ議会として協議会を設置していこうということの中で、市が前向きに動き出し、市の執行部と議会の協議会の協議の結果としての条例であり、基本的には賛成をいたします。

しかしながら、協議で積み残しになった課題が若干あります。それは、空き家ではなくて、空き地に関するもの、それから同じく萩市では、この条例を新たに制定いたしますが、その中に盛り込まれております行政代執行、こういったものを附則としてつけるという修正でありますので、この修正案に賛成をいたします。

議案第21号の非常勤職員等のもの、これは先ほどの予算の修正になった学校運営協議会委員にかかわる委員の報酬を新たに出すという形のものでありますので、先ほど一般会計のときに述べましたのと同じような理由で、反対をいたします。

議案第23号の葬儀所についてでありますけれども、これまでの議会に出された市の試算では、年間770万円程度の赤字が出るという形になっておりますが、私の提案によれば、それに従って、今後、事業運営すれば770万円が230万円程度に圧縮できる、こういうことがあります。そのほか、さまざまなさらに検討する課題もあろうというふうに考えられます。

したがって、委員長報告のとおり、継続審査にすることに賛成をいたします。

それから、議案第30号と31号、公民館と野島漁村センターについてであります。地方分権の2つの一括法に基づきまして社会教育法が改正をされるということの中で、これまでは各種団体の代表というものが社会教育法のときには、選出区分としてはありませんでした。今回、それを市の判断によりまして参酌する基準ということでもありますので、市の判断によりまして、各種団体をつけ加えたわけでもあります。そのほかに市長、あるいは教育委員会が、特に、その他認める者ということになると、かなりあいまいになって、拡大をし過ぎる。そういうことで、この第5項のその他教育委員会や市長が認める者というものを削除するわけでもありますので、この修正に賛成をいたします。

それから、飛ばしましたが、議案第25号の介護保険条例に関しては20%もの大幅な値上げの条例改正でありますので、これは反対をいたします。

それから、特別会計に移りますが、議案第35号の国民健康保険事業特別会計については、これまでもたびたび主張しておりますが、一般会計からの繰り入れを増やして、所得の1割を超える保険料の軽減を図るべきであり、承認しがたいものであります。

議案第41号の介護保険特別会計については、新年度は、先ほど条例改正でも言いましたが、約20%の保険料のアップがされていること、この介護保険の導入はそもそも国、地方自治体が福祉関係予算を減らし、これを介護保険料という形で、国民、市民の負担増に転化する増税そのものであります。さらに、国民、市民の負担が増加することは明らかであり、承認しがたいものであります。

議案第42号の後期高齢者医療制度は、2年ごとの保険料の見直しによりまして、今回、保険料率の値上げがなされております。このことがまず問題であります。そして、収入の少ない高齢者にとって、非常に保険料が、国民健康保険と同じく、かなり大きな負担になっているということ、後期高齢者医療広域連合が一般財源を持たないため、自治体独自で減免を講じてきたようなことができなくなる。それから、広域連合の議員は、各市町の長及び議会の議員のうちから選ばれることとなっており、後期高齢者の意思や願いが広域連合に反映される仕組みとはなっていない。

こういうことから、この3つの特別会計に反対をいたします。

それから、最後、企業会計であります。議案第43号の水道事業会計予算につきましては、この中の委託料に平日、夜間、土日等の通常勤務時間以外の水道施設運転管理業務等の経費が計上されております。水道事業は、市民の健康や衛生的な生活環境を保障するライフラインとして地域社会における重要な社会的基盤であります。

したがって、安心・安全で、正常な水を供給することが市民への最大のサービスであり、行政の責務であります。こういった形で委託することについて、反対の立場を表明いたします。

大変長くなりましたが、以上で討論を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○12番（高砂 朋子君） 議案第21号、23号、30号、31号について討論をいたします。

まず、第21号でございますけれども、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例中改正でございますが、これに関しては、原案に賛成の立場をとりたいと思いません。

文科省は地域とともにある学校づくりを目指し、全小・中学校に学校運営協議会を置いて、コミュニティ・スクールを推進していくとしております。この動きの中での委員の報酬の額を定めるための議案でございました。地域の皆様方におかれましては、報酬がなくてもという方がほとんどだと思いますけれども、毎月共通認識を持ちながら、さまざまな課題解決に参画していくことに一定の権限を持つという意味で、報酬の設定に異議を唱えるものではございません。今後の設置に関しては、その学校区ごとの現状に応じて、配慮の行き届いた形での設置を望みたいことをつけ加えておきたいと思っております。

それから、第23号でございます。これは葬儀所の関係でございますけれども、この議案に対しては、原案反対の立場をとりたいと思いません。（後刻訂正あり）

行革からの、前回の答申から今回の答申までの期間、市民便利帳にも掲載されないなど、市民への周知がされていたとは思われない中、廃止の理由の一つに著しい利用減を挙げられました。利用者は少ないにしても、低所得者の方々にとってはなくてはならない業務の一つであったことは間違いありません。市民への周知も進み、相談体制も含め、低所得者への対応策も整ってからもよいのではないかと、存続の可能性も求めたいと思ひ、速やかに撤退することに反対をいたします。また、出されました継続審査することには賛成をいたします。

それから、第30号、31号でございますが、公民館運営審議会への委員の皆様には、公民館講座生や各団体関係者のOBもいらっしゃるということでございました。地域の実

情に合わせて、地域に必要な方々をお招きするという事は大切なことだと考えます。利用者の声を反映したいとの改正で、要件を緩和し過ぎるとはならないと考え、修正案に反対、原案賛成の立場をとりたいと思います。

また、第31号の野島漁村センターにも同様の考えでございます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○23番（木村 一彦君） 議案が大変多いので、錯綜してわかりにくいかと思いますが、以下述べます。

まず、議案第18号の空き家等に関する条例の制定について、これは修正案に賛成したいと思います。

それから、議案第21号の非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当に関する条例、いわゆる学校運営協議会に関するものですが、これは反対をしたいと思います。

それから、議案第23号のいわゆる市斎場・葬儀所に関する条例中改正ですが、これは継続審査に賛成をいたしたいと思います。

それから、議案第30号及び31号の公民館及び野島漁村センターの管理条例中改正についても、これは修正案に賛成いたしたいと思います。

いずれも、理由は、委員長の報告にありましてとおりであります。

それから、次に、議案第25号介護保険条例中改正については、これに反対をいたしません。理由は、今度、平成24年度から26年度の第5期見直しになるわけですが、この見直しで保険料が779円値上げとなりまして4,768円になります。今でも苦しい高齢者の生活をこれ以上圧迫することに反対をいたします。

それから、議案第35号の国民健康保険事業の特別会計予算でございますが、これにも反対をいたしたいと思います。

これまでも再三申し上げてまいりましたが、今回、保険料の引き上げはありませんが、しかしながら、現行の保険料でも、各所得階層すべてにわたって、所得の10%を超える重い負担になっております。既に、市民の負担は限界を超えていると言わなければなりません。他市がやっていますように、せめて一般会計からの繰り入れを増やして市民の負担を軽減すること、これをぜひともやるべきだと考えております。

今後、一層貧困化が進む中で、保険料を払いたくても払えない、こういう市民がさらに増加し、これに対して差し押さえの増加など、いわゆるこうしたものにまつわることの悲劇が繰り返されることが予想されます。今こそ保険料引き下げに真剣に取り組むべきだと考えて、反対いたします。

次に、議案第41号介護保険事業の特別会計、これは今、条例改正で反対した同じ理由で、これが予算化されておりますので、反対いたします。

それから、後期高齢者医療事業特別会計、これも2年に1回、保険料率改定がありますが、今回、後期高齢者の負担率が、最初は10%だったんですが、ついに10.51%に引き上げられました。この結果、山口県広域連合では、所得割料率が0.72ポイント増えまして9.45%になります。また、均等割額が1,233円上がりまして4万7,474円になります。また、賦課限度額も50万円から55万円へと引き上げられます。まさにお年寄りにとって大変な負担増となるわけでありまして、認めるわけにはまいりません。

最後に、議案第43号、44号、45号、水道、工業用水、公共下水道、この予算に反対をいたします。

いずれも、市民の安心・安全をつかさどる重要なライフラインであります水道、この業務を一部外国系資本の会社に業務委託するということは、市民の安全・安心の立場から容認できません。

以上、討論を申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 中林議員。

○11番（中林 堅造君） 議案第21号非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例中改正について、賛成の立場で討論したいと思います。

この議案に対して反対をされている議員は、美祢市のみが報酬を出しておると、ほかはすべてが無償であるから必要でないと、そういう意見が多かったと思っております。議会は、すべて他市を参考にしながら、その多少について意見を出される議員が多いわけでございます。私は、この議案21号につきましては学校運営協議会、これは地域との連携強化のためにも大変必要であるものである、批判し合うものではなく、協力し合うものであり、そういった責任ある意見を出していただくと、意見をしっかり尊重するというのもって、この条例の月額1,000円については、賛成をしたいと思います。

先ほど他市を参考にとということで、この案を反対ということであるのならば、先ほどからちょっと出ておりましたが、給食配送の件につきましてですが、長門市のみが直営でやっていたにもかかわらず、そのことについて執行部に対して数字を出せというようなことでもって、結果的に直営契約になったわけですが、いかにも執行部に責任があるかのような意見を出しておられる議員が多いんですが、そのことに関しましては、学校運営協議会の報酬と考えが同じであるのならば、学校の給食直営配送につきまして、随意契約となってしまった道筋がそのときにできたのではないかと私は思っております。

ですから、そういったことも含めて、議会、あるいは執行部につきましても、それぞれ他市を尊重するということであるのならば、給食配送につきましても、今回の学校運営協議会につきましても、賛成、反対ということはあるかもしれませんが、筋を通していくためにも私はこの議案について賛成ということでございます。

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結いたします。

それでは、13時まで昼食のため、休憩いたします。

午後0時 4分 休憩

午後1時 1分 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

最初に、高砂議員より、先ほどの討論で一部取り消したい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。高砂議員。

○12番（高砂 朋子君） 申しわけございません。先ほどの第23号の討論の訂正をさせていただきます。

議案は、継審を問うものでありましたのに、私、ちょっと混乱をしております、「原案反対」と述べてしまいました。「継審賛成の立場で」と訂正をさせていただきたいと思っております。どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（安藤 二郎君） それでは、最初に議案第18号をお諮りいたします。本案の教育民生委員長報告は修正でありますので、まず教育民生委員会の修正案を起立による採決といたします。

教育民生委員会の修正案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立多数で、議案第18号の修正案は可決されました。

次に、修正議決した部分を除く原案について、起立による採決といたします。

本案については修正議決した部分を除くその他の部分について、原案のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立多数でございます。よって、議案第18号の修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号についてお諮りをいたします。本案に対する委員長報告は、不承認でありますので、原案について採決いたします。

本案は原案のとおりこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立少数でございます。よって、議案第21号は否決されました。

議案第23号及び教育民生委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

教育民生委員長から、ただいま委員会において審査中の事件につき、会議規則第101条の規定により、お手元に配付いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。議案第23号の継続審査に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立多数でございます。よって、議案第23号については委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに可決されました。

次に、議案第30号をお諮りいたします。本案の教育民生委員長報告は修正でありますので、まず教育民生委員会の修正案を起立による採決といたします。

教育民生委員会の修正案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立多数でございます。よって、議案第30号の修正案は可決されました。

次に、修正議決された部分を除く原案について、起立による採決といたします。

本案については修正議決した部分を除くその他の部分について、原案のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立多数でございます。よって、議案第30号の修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号をお諮りいたします。本案の教育民生委員長報告は修正でありますので、まず教育民生委員会の修正案を起立による採決といたします。

教育民生委員会の修正案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立多数でございます。よって、議案第31号の修正案は可決されました。

次に、修正議決した部分を除く原案について、起立による採決といたします。

本案については修正議決した部分を除くその他の部分について、原案のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立多数でございます。よって、議案第31号の修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております議案のうち、議案第25号及び議案第35号、並びに議案第41号から議案第45号までの7議案については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。

まず、議案第25号、議案第35号、議案第41号及び議案第42号の4議案については、教育民生委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立多数でございます。よって、議案第25号、議案第35号、議案第41号及び議案第42号の4議案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号について、産業建設委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立多数でございます。よって、議案第43号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号及び議案第45号の2議案については、産業建設委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立多数でございます。よって、議案第44号及び議案第45号の2議案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、議案第19号、議案第28号、議案第29号、議案第34号及び議案第36号から議案第40号までの10議案については、関係各常任委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第17号、議案第19号、議案第28号、議案第29号、議案第34号及び議案第36号から議案第40号までの10議案については、原案のとおり可決されました。

報告第3号専決処分の報告について

○議長（安藤 二郎君） 報告第3号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第3号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本案は、議会の委任による専決処分をすることができる事項に基づき、損害賠償の額を決定したものでございます。

事故の概要でございますが、平成24年1月18日午前10時45分ごろ、クリーンセンター職員が資源ごみを収集するため、市道新川線を南へ進行中、防府市立富海保育所の東の大字富海2738番において、車両を相手方の家屋の軒先に接触させて、損傷をさせたものでございます。家屋の軒先の修理も完了し、示談が成立いたしましたので、これを専決処分したものでございます。

なお、職員の交通事故防止につきましては、平素から十分に注意を促しておりますが、今後、交通安全指導をより一層徹底し、事故防止に努めてまいりたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 以上で報告第3号を終わります。

議案第46号防府市住民投票条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第46号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第46号防府市住民投票条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、防府市住民投票条例において引用しております地方自治法の規定が改正されましたので、これに伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正内容でございますが、地方自治法における直接請求代表者の資格の制限については、これまで公職選挙法を準用する運用によってなされておりましたが、地方自治法に新たに項が追加され、明文化されましたので、本市もこれに準じて、住民投票の請求に関する条整備をするものでございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第46号については、原案のとおり可決されました。

議案第47号防府市基金の設置、管理及び処分に関する条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第47号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第47号防府市基金の設置、管理及び処分に関する条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、本市の文化財の保護・活用を願う市民の方からの文化財保護活用指定寄附金1,000万円につきまして、これを適正に管理運用し、本市の文化財の保護や活用を図るための財源として活用するため、新たに基金を設置しようとするものでございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第47号については、原案のとおり可決されました。

議案第48号防府市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する
条例及び防府市都市計画下水道事業等受益者負担に関する条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第48号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 浅田 道生君 登壇〕

○上下水道事業管理者（浅田 道生君） 議案第48号防府市水道事業、工業用水道事業
及び公共下水道事業の設置等に関する条例及び防府市都市計画下水道事業等受益者負担に
関する条例中改正について御説明を申し上げます。

本案は、第1次地域主権推進一括法の公布により下水道法が改正され、公共下水道の事
業計画の策定や、変更の際の国または県の認可の手続が廃止されたことに伴い、条文整備
をするものでございます。よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付
託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可
決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第48号については、
原案のとおり可決されました。

議案第49号平成23年度防府市一般会計補正予算（第17号）

○議長（安藤 二郎君） 議案第49号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） 議案第49号平成23年度防府市一般会計補正予算（第
17号）について御説明申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、
補正後の予算総額を400億496万8,000円といたしております。

歳入歳出補正予算の内容につきましては、まず歳入でございますが、4ページの18款寄附金1項寄附金の3目教育費寄附金につきましては、市内在住の方から御寄附をいただきました文化財の保護や活用を図るための指定寄附金を計上いたしております。

続きまして、歳出でございますが、6ページの10款教育費4項社会教育費の3目文化財費につきましては、歳入の寄附金の項で御説明いたしました文化財の保護、活用を図るための指定寄附金を積立金として計上いたしております。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第49号については、原案のとおり可決されました。

議案第50号防府市体育施設設置及び管理条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第50号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第50号防府市体育施設設置及び管理条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、全国規模のスポーツ大会の開催招致のための環境整備を図るため、本市体育施設の専用使用料の見直しを行おうとするものでございます。

改正内容でございますが、現在、体育施設の専用使用料につきましては、入場料を徴収する等の場合は控室や準備、後片づけのための使用であっても割増による使用料としているところでございますが、今後はスポーツ観戦に伴う入場料等を徴収する場合につきましては、施設使用者の負担の軽減を図るため、入場料等の対象となる日のその使用場所に限り、

割増による使用料の算定を行うことに改めようとするものでございます。

これに伴い、全国規模の競技会の開催招致を進め、防府市体育施設の利用を促進するとともに、市民の皆様の「みる」ことによるスポーツ参加を促し、本市におけるさらなるスポーツの推進を図ろうとするものでございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。土井議員。

○2番（土井 章君） ただいまスポーツアリーナの使用料の改定条例が提案されました。この件につきましては、昨年の9月議会で同僚議員が、国体までは補助金があったりして何とかクリアできたけども、今年度からはそういうこともないので、他市の体育施設と比べると、先ほど市長さんが提案理由で言われましたような、前日使用、あるいは当日も会議室等々につきましても、入場料、使用料をベースとした割増使用料が取られるということで、よその市に比べて誘致等々についてハンディキャップがあるということで、議会の中で何とかしなきゃいけないということから、政策討論会を開き、そして数度の協議会を開催して、今、市長さんが提案されたような感じのものをまとめ上げようとしたところ、執行部のほうから、私どものほうから出すからという温かいお言葉をいただきました。これでもって各スポーツ団体も一生懸命、全国大会の誘致等々に頑張っていて、これイコール、防府市の経済の活性化にも寄与するものでありますので、やっていかなきゃいけないなというふうな思いがしております。

以上、大変簡単ですけれども、賛成の討論とさせていただきます。ありがとうございます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第50号については、原案のとおり可決されました。

議案第51号防府市議会基本条例中改正について

議案第52号防府市議会委員会条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第51号及び議案第52号の2議案を一括議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。2番、土井議員。

〔2番 土井 章君 登壇〕

○2番（土井 章君） ただいま議題となっております議案第51号防府市議会基本条例中改正並びに第52号防府市議会委員会条例中改正について御説明を申し上げます。

まず、議案第51号防府市議会基本条例中改正でございますが、現在も実施はしております議案に対する各議員の意思表示並びに議会報告会につきまして、議会基本条例の中に位置づけようとするものでございます。

もう一点、議案第52号防府市議会委員会条例中改正につきましては、平成24年度予算案につきましては予算特別委員会を設けて審議をされておりましたが、これを常任委員会とするということで、6月議会から予算常任委員会として審議をしたいということで、予算委員会を設置するということでの委員会条例の改正でございます。よろしく御審議の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます、簡単でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの補足説明に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、委員会付託を省略したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、原案のとおりこれを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第51号及び議案第52号の2議案については、原案のとおり可決されました。

決議第1号東日本大震災の災害廃棄物の安心・安全な受け入れに関する決議

○議長（安藤 二郎君） 決議第1号を議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。2番、土井議員。

〔2番 土井 章君 登壇〕

○2番（土井 章君） 決議第1号東日本大震災の災害廃棄物の安心・安全な受け入れに関する決議について提案理由の説明をさせていただきます。

文案を読むことが一番的を射ているというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

東日本大震災が発生し、はや1年を経過した今日、未曾有の被害を受けた東日本各地においては、被災地域が広範囲にわたることや被害規模の大きさ、さらには東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の影響などが障壁となり、復旧・復興は、いまだに先が見通せない状況である。

被災地の方々の余りある苦悩を思えば、一刻も早くもとの平穏な生活を取り戻すための努力が、我が国、また我が日本国民に求められていると言っても過言ではなく、だれしもがそう願っているものと思われま

す。しかしながら、現実には、膨大な量の災害廃棄物の処理は遅々として進んでいない状況でありまして、いかにして国民の安全を担保しながら取り組みを進めていくかが、被災地の復旧・復興に向けての最大の課題となっております。

このような中、防府市議会といたしましては、3年前の平成21年7月21日に豪雨災害に見舞われた際、全国から多大な支援をいただいております、率先して支援していくべきと考えますが、防府市が災害廃棄物を受け入れるに当たっては、国、山口県に対して、科学的な知見に基づいた安全基準の確立や放射線量測定 of 十分な体制の整備のほか、安心・安全対策の推進や適宜適切な情報提供、さらには、処理費用に対する国の財政的支援を強く求めていただきたいと思います。

また、防府市は、市民の合意を得ることはもちろん、近隣他市との合意形成を図り、今後、積極的に取り組みを進められるとともに、放射性物質の影響や風評被害に対する市民の不安を払拭するため、受け入れ時、焼却の際の排気、焼却灰、処分場浸出水など処分の各段階における放射性物質の測定及びすべてのデータの公表を実施し、何よりも市民の安心・安全を第一に取り組んでいただくよう求めるものでございます。

右、決議する。

以上でございます。よろしく御審議をいただき、賛同いただきますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、決議第1号については、原案のとおり可決されました。

平成24年度防府市一般会計予算の再議について

○議長（安藤 二郎君） それでは、次に平成24年度防府市一般会計予算の再議を議題といたします。

本件は、市長から、本日の本会議において修正可決した議案第33号平成24年度防府市一般会計予算について、地方自治法第176条第1項の規定により、お手元の写しのとおり、再議に付す旨の文書が提出されたものでございます。

この際、学校教育課所管にかかわる事項がありますので、教育部次長西田君の出席を求めておきました。御了承お願いいたします。

なお、発言の際、傍聴席のモニターにおいて、従前のままの役職の表示がされますが御了承いただきたいと思います。

それでは、市長から再議に付する理由の説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 本日議決されました平成24年度防府市一般会計予算中、総務費総務管理費において、不当要求対応専門員の報酬が、また教育費、教育総務費において標準学力検査の経費が減額してあることはまことに遺憾であり、再議に付するものでありますので、その理由を御説明いたします。

まず、不当要求対応専門員の報酬についてであります。

本市不当要求行為等防止対策委員会は、本市の事務事業に対する不当要求行為等に対し、組織的取り組みを行うことによって、当該事案に適切に対処し、もって職員の安全と事務事業の適正かつ円滑な執行を確保するために、平成16年度に設置したものであります。

しかしながら、本委員会はその機能や実行性の面において問題点を多く抱えておりましたので、専門家の参加の必要性を痛感し、昨年9月定例議会に補正予算で専門員の報酬をお願いいたしました。私はそのことも含め、市民の御意思を問うため退職の申し出をいたしました。10月19日の臨時議会において、一転、全会一致で可決いただきましたので、退職申し出を撤回いたしましたところでございます。

この可決を受けまして、昨年11月に早速委員会の体制強化を図ったところでありますが、申すまでもなく、確実に不当要求行為等への抑止力を高め、職員に、安心して職務に精励してもらうための体制強化の最重要点は、不当要求行為等への対処について、専門的知識と多くの経験を有しておられる弁護士に不当要求対応を専門員として加わっていただいたこととでございます。

その結果、大きな成果として、庁内の意識の共有化、体制の強化が図られるとともに、専門員から法的な面からの御指導をいただけることが職員の安心にもつながり、モチベーションも高まってきているところでございます。

したがって、報酬の減額修正により、この最重要点が失われることとなれば、本委員会の意義が大きく損なわれ、不当要求に対し、毅然として対処する体制が揺らいでしまうことにもつながりかねません。本委員会の新体制における活動は、まだわずか4か月でございますが、職員の意識の中にはその効果のきざしが明らかに見えております。

平成24年度においては、この芽を大きく成長させ、不当要求に絶対に屈しない行政体質をつくり上げていかなければならないと覚悟しているところであります。

以上、申し上げましたとおり、本市の公平、公正な行政運営にとって、不当要求対応専門員は欠くことのできないものであります。

次に、標準学力検査の経費についてであります。本市は「教育のまち日本一」をスローガンに掲げ、学問のまち防府を目指しておりました。すべての子どもたちの学力を確実に保障していくことは、学校教育の使命であると同時に、本市の最重要課題でございます。

本市の学力の状況について、平成20年度に実施した全国学力・学習状況調査結果は、全国平均に大きく届かず、大変厳しい状況でありました。そのため、市内の各学校は、標準学力検査を積極的に活用した授業改善を行い、この3年間で子どもたちの学力は確実に向上してきたところでありますが、今後、学力をより確かに保障していくためには、現在、小学校4学年と中学校1学年の第1学年の2学年だけが行っている標準学力検査を小学校3学年以上の子どもたちすべてに実施することにより、一人ひとりの学力の状況を客観的に把握し、これを経年比較しながら授業に生かしていくことが必要であります。

この学力検査は、競争や序列化を生むものではなく、個々の学力の定着の度合を見るも

のでありまして、その検査結果は個別に児童・生徒、保護者に知らされ、学校と保護者が情報を共有しながら、子どもたちの学力向上の取り組みを進めることができ、その効果は絶大であります。

以上、申し上げましたとおり、学問のまち防府にふさわしい子どもたちを育てるためには、市内すべての学校が学力を確実に保障することができる標準学力検査は、欠くことのできないものであります。

議員各位におかれましては、これらの点を御深慮賜りまして、再度御審議のほどお願い申し上げます。

以上、再議に付した理由を説明させていただきました。

○議長（安藤 二郎君） 本件に対する質疑を求めます。1番、松村議員。

○1番（松村 学君） きょうは市長、副市長が在籍ということですから、改めて同じような質問もあると思いますけど、させていただきたいと思います。

まず、冒頭、今、市長が不当要求についてですが、否決したものを一転して、また可決したというような発言がございましたけども、これは当初、市長の辞任劇もありまして、市政が混乱しておりましたので、議会としても、この混乱を收拾することが市民の一番の利益に沿うということで、我々も10歩下がって、まず半年やらせてみようと、そして、その成果が出れば新年度で考えればいいじゃないかということで、半年ほど認めたと。

しかし、その成果が、結局は先ほど土井議員からもありましたけども、不当要求の疑義がある案件は4件、そして、最終的にはそれは不当要求ではなかったということでございます。それで悩んでる職員が安心して職務できるようになったというのは、これはつじつまが合わんのかなと思っているわけです。大体不当要求でないもので、じゃ、職員が悩んでいるわけですから、解決になるわけがないわけですね。

また、私はあえて言わせていただきますけども、これは逆に返せば、市民の切実なる直訴でございます。直訴を公の権力を持った職員がさらに、その弁護士の見識を利用して、市民のそういった純然たる純粋な直訴を押さえつけるようなことになっては、まさに市民参画と逆行することになるのではないかというような思いも、危険性もあるのではないかなと思うわけです。それについての御見解も一点、お聞きしたいんですけども。

先ほど体制を共用化していくと市長が答弁されましたけども、これは前回の質疑でもありましたけども、弁護士さんのお話を聞きながら、18系統の不当行為というようなものにまとめ上げられて、どうして対応していくのかというようなことをまとめたと言われましたけど、これについては一部の人間がその情報を握ってまして、全庁的にはまだ全然共有されていないんですね。ということは、成果が上がってないということにもなると思うん

ですけど、それについてのお考えも同時にお聞かせいただきたいなと思っております。

では今のところ、じゃ、その2点ほどお尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） まず、昨年10月19日の臨時会において、全会一致で可決された。それは半年間様子を見てみようと、こういうことだったわけですね。私には反問権が与えられておらない当防府市議会でございますから、お聞きしたいことはいろいろございますが、御発言をそのまま受けとめれば半年間様子を見ようと、こういうことであつたと。皆様方、どこまで行政の中身を御存じでございますでしょうか。

先ほどの午前中の審議の中に、なますを吹いて食べるがごとき発言がございましたが、まさしくこれは皆様方にとってはなますかもしれません。しかし、あのときにも申し上げましたが、私ども行政に来るときには、これは煮えたぎったものになってきていることもあるということを御存じいただかなければならないと思います。

直訴云々という言葉がございましたが、現代の社会において、さまざまな御意見を拝聴する機会はいろいろな形で設けられているわけでございます。議員の皆様方には、俗に言えば大変礼儀正しく、大変きちっと対応されているかもしれない人が、ひとたび行政に対して向かってくるときには、これは無理難題を言いつけてきているということも現実にあるわけでございます。そのような場合において、市の職員で、皆様がもし仮に市の職員であったときに、どうされていくか、私は毅然としてやれと、常に叱咤激励をしているわけでございますが、やはり公務員というものはその職に長い間ある者であるほど、また、さまざまな市民の皆様方の御意見というものを拝聴していこうとする姿勢は当然あるわけでございます。

それは日に何回となく繰り返されていったとしても、お断りをすることはできない。きちっと対応をしていくわけでございますが、それがたび重なってまいりますと、なかなかほかの業務に、他の一般の市民の皆様へのサービス業務に支障を来すことも起こってくるわけでございます。委員会においても、同じような質問を後ろに控えております参与員になされたようでございますが、これらの者として皆、公務員であり、私は特別職ではございますが公務員でございます。

そういう流れの中で、直訴であり、生の声を閉ざすという意味合いは、決して妥当ではないというようなお考えでございます。もちろん、私たちはそのようなものを閉ざしているわけでは決してございません。しかし、そういう不当要求のような形のものに、過去、防府市は長い間にわたって大変な目に遭ってきているということを、私のところに寄せられている、職員、もう30年来、これで悩み苦しんで、防府市行政は来ているんですと。

これを何とかしていかなければ、防府市のしっかりした明るい行政はできないんです。こういうような書状も私のところに、現実に届いているようなあんばいでございます。

皆様方、議員の皆様方におかれては、よもや、まさかと思われるような事柄さえも現実には平然と、白昼堂々で行われていることも多々あるわけでございますので、それを断固廃絶するという強い姿勢を示すということは、即抑止力、先ほど申し上げましたが、抑えていくことにもつながるわけでございます。それが経費に1年間四十数万円かけるということが、もったいないというふうにお考えなのかどうなのかはわかりませんが、私はむしろ逆にお聞きしたい。

この4カ月間、あるいは5カ月間、間に何が起こって、全会一致で可決した事柄が、今回はまた賛成少数ということに相なってしまったのか、若干不可思議でならないところでございます。

また、2点目の、共有されていない、成果が上がっていないという御指摘がございましたが、これらのことについては公務員は守秘義務がございます。また、市民のプライバシーというものもしっかりと考えた言動をしまいらねばなりません。そうなれば、なかなかあからさまに、特定の形の事案を説明をして共有を図っていくということは大変難しい。私どもが申しておる共有は、毅然とした対応をしていこうということにおいて、幹部職員だけではなく、若手職員も含めて、そういう局面におけるトレーニングをしっかり積まさせていかねばならない。そういうような意味で申し上げていることであります。行政の責任を市民から行政運営の責任を、市民から担っている私が、成果が上がっている、職員のモチベーションは上がっていると、そのように判断をしている、この一事をもって御理解をいただかねばならないことではないかと、そのように考えているところでございますので、どうか皆様方におかれましては今一度、じっくりとここらあたりを深慮していただき、御判断していただければと、そのように感じている次第でございます。

以上、答弁いたしました。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○1番（松村 学君） 長々と御答弁されましたけども、それは表向きのお話でございまして、ほんとの中身に入っていくと、その審査をしたときに、あらっというような感じを受けたわけでございます。

先ほど個人情報のお話も出ましたが、そういうことを言っているんじゃなくて、私は予算委員会での質疑でございますけども、その18系統がどういうもので、そしてどういふふうに対応するというふうには、そういう体系図をつくられたと、弁護士を入れて、協議されて。じゃ、それをぜひ議会にも配って見せてくださいねという話をしたら、それは

見せれませんと、そういうふうに言われたわけです。

だから、資料も何も示されないのに、議会に頼むから、これは私が自信を持ってお勧めするんだから賛成してくださいと言われても、そんな、子どものやりとりじゃないんですから。議会というのは市民を代表して、ここの議場に今、全部座っております。我々も責任を持って、何でこの不当要求の専門員を設置しなきゃいけないかということ、市民に説明する義務があるんです。けども、我々は今、説明できないんですね。説明する材料がないんですよ。

それで、もう一つ言わせてもらいますけどね、そちらが過剰に不当要求と思われるものもあるんじゃないかと思います。私のところでは、何か一つほど事案がありまして、そちらのほうに行っても質問してるんだけど、返ってこないというようなことを聞きます。逆に言えば、行政にとって質問されて困ることを市民が質問を求めて、そしてそれに、対応に苦慮していると、こういったこともたくさんあるんじゃないかなと。これは不当要求じゃないということなんです。

だから、先ほど言いましたけど、直訴とはまさにそのことであります。それを答えたくないから、市のほうで一方的にそういう弁護士を入れて、いかに答えんようにするかと。こういった、うがった見方さえもできるわけであります。

だから、私としては、本来、上司の方々が、課長が部長が副市長が、それこそ市長が一丸となって、先ほどもおっしゃられましたけど、毅然とした態度で、みんなで、この答えはこうやって答えよう、市長が、副市長が、最後は、よし、わしが責任を持つから、こうやって答えよう、こうやって言えば済むことなんです。なのに一々弁護士を入れてと、顧問弁護士に相談すりゃ、ええはずなんですけど、また新たに弁護士を入れてというのが、全く合点がいかない話だなと思います。それについて何かございましたら。

それと、もう一つお聞きしたいんですけども、こういった質問、あなた方から言やあ、不当要求ということなのかもしれませんけど、こういった、なかなか難問な質問、市長やら副市長にも今まで来たと思いますけど、どういう対応をとられましたか。

○議長（安藤 二郎君） 副市長。

○副市長（中村 隆君） 先ほど18系統の話からさせていただきたいというふうに思っておりますが、まず市長も申し上げましたが、平成16年から、この委員会はあったわけございまして、1年1回やるか、やらないか、そんな状況の中で現実には機能していなかったわけございまして。ただ、過去から、いろいろ問題も抱えておりまして、新たな問題も含めて、この問題については根本的に解決をしていなかったという状況がございまして。

そこで、経緯からお話しさせていただくんですが、私どもの反省すべきはというところで、縦割り行政の中で各部署で対応しておく。あるいは、その場を、その場しのぎでおさめようとしているようなことが問題を非常に複雑にできておるといふふうに、私は今思っております。

今回の委員会は、先ほど市長が言いましたように、専門的な経験を持った、あるいは過去のそういったことにも対処された弁護士さんを入れて、新たな組織をこさえたわけでございますので、最初のことでございますんで、見方によっては、あるいは機能はしていないというふうにおっしゃるかもわかりません。

ただ、今は一步一步、前へ進んでおるところでございますして、その一步が着実な一步でございます。そして私からすれば、今までの状況からすれば、大きな、私は一步であろうというふうに確信をいたしております。

そのような中で言えば、さっきから市長も言ってますように、例えば市の職員の意識が確実に、これは向上いたしております。今まで私がいろんな話をしても、職員は一言も発せないというのが現実でした。さらに市全体の問題としてとらえようとする気持ちが、確実にこれが生まれてきておるといふふうに思っております。

そこで今18系統の問題なんですが、今までのいわゆる分析をしたわけですが、さらに、これはそれぞれについて、さらに詳しく分析をしていって対応策をこれから考えていこうということになっております。

この委員会は、本当に本音を言っていたかんと、委員の皆さん、若い人を含めて。本音を言っていただきませんと、この委員会自体が成立しないわけです。ですから、今後についてはそのパターン、18のパターンについては最終的にそういったものがきちっとなった段階で、これは全職員にそれを確実に、自分のものにしていただくような、そういうこともせんにゃいけませんし。先ほどの内容を公開していただけないというふうなことにつきましても、これは今の段階では、確実な軌道に乗るまでは、内容についてのお答えは控えさせていただきたいというのが、これが私の気持ちでございます。

いずれにしても、最初のことでございまして、長期間にわたった、いわゆる、これは慢性病でございますね。それが今の状況、長い間にわたってつくったわけでございますんで。この問題を解決するには、病気でも一緒なんですが、これは長い期間を要します。どうか、市長も壇上で申し上げましたが、次代の防府市の行政を担っていく市の職員の、若い職員のためにも、この芽をつまないでいただきたいというふうに思っております。

ちょっと脇道にもそれでしたが、お答え申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） きょう、この議場には議長含めて25人おられるわけでございます。25人の議員の皆様方の15人の皆様方が、不当要求に揺れて、そしてそれに屈して、そして全国的な大変な話題となった事態、平成8年、9年のころに表に出た事態を議員としては全く御存じない方々がほとんどになってしまっております。25人のうち15人が御存じないんです。うんうんと深くうなずいておられる御長老の議員もおられるわけでございますが、大変な状況であったわけです。その詳しいことを申せば、申しもいたしましょう。まさに全国で例を見ない状況がそこに露呈してしまったわけございまして、私はその混乱のときに市長に就任をして、意気消沈、もはやおろおろするぐらいしかできなかったような職員の体質を、当時の幹部職員、力を合わせて元気づけていながら、体制を築き上げていったわけでございます。

その私でさえも、昨年春に、ある1枚の書状を見て愕然といたしました。この不当要求なるものは市長が御就任の直前に起こったことではないんです。それを去る15年前から、すなわち今から見れば約30年前から、市の職員はこの種のものにおびえながら、行政をやってきたんでございますというようなことが綿々と書かれておりまして、それを見て、不当要求担当委員の委員会の内部の会長であります、平成16年から助役が引き受け、あるいは現在では副市長が引き受けている、その専門委員会の中に、毅然と対応していただけるに足るお方をお願いしようではないかと、こういう形になったわけでございます。

確かに顧問弁護士おられます。しかし、顧問弁護士の方1人では、これまた山積するさまざまな問題の中で、このことをお願いしていくのは余りにも酷でございますし、その方をお願いしたとて、本日の議場でもお諮りいただいたように、この不当要求の専門委員として顧問弁護士に御就任いただいたとしても、何がしかの費用弁償はまた別途、必要に相なるわけでございます。

それらの不当要求者に対して、毅然とした対応のできる実績を持たれた弁護士先生にお願いをしていくことが、最も市民にとって有益なことであるということも、あわせ御勘案いただきたいと思います。以上です。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○1番（松村 学君） 私は質問に答えていただきたいんですけども、市長、副市長にも今まで市民から難解な質問ではないかと思いますが、寄せられたと思うんですけど、そのときはどういう対応をされたのかということ。

それと、今、出ましたが、顧問弁護士1人だから大変だということですけども、中山——うちの防府市の顧問弁護士の事務所には6人ほど弁護士がいらっしゃいます。だか

ら、対応は私らはできるのではないかというふうに判断しております。

そして副市長は、何気なしに勢いで前へ進まなきゃいけないと言ってますけど、何について前に進もうというふうに思っているのか、全く気持ちだけで、具体的な答弁が返ってこないの、短い答弁でいいですから、具体的に何と教えてください。

そして、18系統云々の今、話が出ましたけども、総務部長の答弁から、そういう体系をしたというふうに答弁があったわけですね。副市長はまだできてないと。全く答弁の、また、ちぐはぐが見えますけども、この議案をただ通したいだけであって、本当に客観的なデータを議会に示して、今、再議が出ておりますが、どうしても通してほしいんなら、そういった資料を持ってしかるべき、なのに全くないということでは、なかなか認めづらいよねということでございます。

まず、一番聞きたいのは、市長、副市長が、実際どういう対応をされたのか、そういう質問が来たときに。教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私も車座座談とか、あるいは市長室開放とかいうことで、どなたでも御自由に来て、御発言をいただける機会を、かなり頻繁に持ってきております。

また、そのほか市長への提言というような形で、お話もお聞きすることができるわけでございます。そういう市民との討論会の場に、もしも議場の議員さんが来ておられたら「ええっ」と思われるかもわかりません。まさに罵声の連続であるわけでございます。どねえかせんかというような形のことが起きるわけでございます。

行政というのは積み重ねでございます。順番が来れば、そのときが来るでしょうと、こう説明しても、何年前もそうだったというような形になって、聞く耳がなかなか持っていないというような事柄もあるわけでございます。

それから、顧問弁護士の中山先生のところ、6人おられると、こういう話でございました。よく承知しております。何度も1年間にお邪魔しております。今回もこの専門員については、真っ先に顧問弁護士である中山先生に御相談に上がって、御承知おきをちょうだいして、ああ、それはいいことでございますね、そうですね、すばらしい方をお願いされるようになるんですねと、こういうふうに中山先生御本人から、私も言われております。

私は法曹界のことはよくわかりませんが、それぞれ行政面でお強い方、経済面でお強い方、あるいは刑事面でお強い方、それぞれがあるようでございますが、私は最もふさわしい——その理由を述べろと言われれば、また後で述べさせていただきますが、最もふさわしいお方様をお願いをしておる。我が防府市役所は全く幸せだなとさえ、私は思っているぐらいの方であることを申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 副市長。

○副市長（中村 隆君） 先ほどの総務部長との違いという御質問でございましたんですが、総務部長は私が言ったことの前段までを言ったわけでございまして、これで終わりと言ったとは、私は聞いておりません。

今あります18のパターンの中から、これから、先ほども申し上げましたように、しっかりと、それはもっともっと分析する必要がございますので、そのようにこれから考えておるところでございまして、私は総務部長と私の意見が、違っておるといふふうには毛頭考えておりません。

それから、前、前というふうにおっしゃったわけでございますが、私は着実に一歩ずつ、それは皆様方には、例えばそれは余りにも何かおそいんじゃないかというふうに思われるかもわかりません。ですが、今までこれは積み重なってきた案件でございまして。今まで職員が物を言うことすら嫌っておった、それが、先ほども申し上げましたが、確実に、活発にその先生の前では、物を言ってくれるわけなんです。そういう意味で、私は着実に一歩、一歩は、前へは進んでおるといふふうに申し上げたわけでございまして、そのように御理解いただきたいというふうに存じます。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○1番（松村 学君） ほかの人にもちょっと質問してもらいたいんで、ここで、はやめますけども、根本的に私が聞いておる話からすると、市長さん、副市長のところへ今書面で質問状がいつていると思います。それに対して全く返答がないと、こういうような話も聞いております。言うならば、こういうことが部長やら課長らの中でも行われて、逆に今、一般平職員が、そういった困っていることを言えないような体制になっているのではないかなと思います。一人で、平職員で泣いてると、やっぱり課長、部長になれば、それなりのやはり権限があるわけですから、そういう方々が寄り添って、よし、わしに任せちゃけと、一緒に考えようねとか、そういうふうになれば自然に、実はこうこうこういうことがありまして悩んでおりますということが自然にあると思います。少なくとも民間の会社では、それが当たり前のように行われていると思います。なぜ市役所はできないのか。それは今、私が言ったように、市長も副市長もなかなかそういった質問が来ると、なかなかよう答えられないようですね。何かもう2カ月ぐらい待っているけども、一向に返事がないと。こういうような話も聞いております。よって内部的な問題なのではないかなと思います。

そしてもう一つ言えば、先ほど5項目の話がありましたけども、じゃあ、5項目が終わって何をしてたのかということなんですね。もう、市長がちょうど今4期目に入りました

から、13年目ですね。（「14年目」と呼ぶ者あり）14年目、14年目に入ったわけですね。じゃあ、なぜそれまでにきちっとしておかなかったのか。少なくとも私はうわさで聞いてましたけど、そういった不当要求か何かわかりませんが、そういう事件が起こったときには対応できるようなマニュアルを防府市はつくってらっしゃると、私は聞いてましたけど、これも昨日の予算委員会の答弁でわかりましたけども、今、現状ではそういったものがないというふうに答弁されましたね。

私としては、じゃ、その弁護士の先生を入れてつくられた資料が見たかったんですけど、それさえも見せていただけなかった。中間報告でもいいじゃないですか、いろいろ中間報告で議会によく説明に来られるじゃないですか。そういったもので、今、こういう成果が上がってます、今の成果が見たいんですよ。それさえも否定されるのであれば、どうしようも判断ができないと。これだけは申させていただきますので終わります。

○議長（安藤 二郎君） それでは……。

○1番（松村 学君） いいです、いいです。

○議長（安藤 二郎君） いやいや——はい。

○副市長（中村 隆君） 先ほどの件でございますが、私のところへ相談は参っております。相談に来れば、必ずその相談には乗っております。そして、お答えすべきは、私の名前で、私が言ったというふうに、それを答えなさいと。これは必ず参っております。

それから、2カ月も、3カ月も——2カ月とおっしゃいましたですかね、答えを待っておるといってございまして、大体検討はつくんですが、これについては権限移譲等々あったわけございまして、私どもの体制があんまりできてなかったというところもありまして、いわゆる法的な、そういった問題も、これから本当に基準というものをつくっていかないけんという部分もありますので、その答えを述べておるといってあります。

ただ、私どもは、説明は何度にもわたってしておるつもりでございます。その説明が相手様に気に入らんと、自分の思ったとおりの答えになってないということは、気に入らんということございまして、全くそれは受け付けていただけないという状況はあることだけは御理解いただきたいというふうに参っております。

○議長（安藤 二郎君） それでは、市長が県のほうへ行かなければならない、時間がまいましたので、ここで暫時休憩といたします。

午後2時10分 休憩

午後4時50分 開議

○議長（安藤 二郎君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。おおむね5時30分ぐらいになる予定です。（「何て言った」と呼ぶ者あり）5時30分ぐらいから会議を続行する予定といたします。それまで休憩といたします。

暫時休憩といたします。

午後4時51分 休憩

午後6時 3分 開議

○議長（安藤 二郎君） それでは、休憩を閉じて、会議を続行いたします。

質疑を続行いたします。どうぞ。田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 各自治体の、あるいは議会の地方自治法関係のバイブルともなっております「逐条解説地方自治法」、松本英昭さんという方が著者ということになってますが、これは総務省のお役人がつくる公的な一つの解釈ということになっておりますが、その第176条、この再議についてですけれども、そこにこういうことが書いてあります。

再議とは、再議に付される議会の議決が執行上一定の効果を生ずるため、長が執行者の立場において、そのような効果を生ずることに執行上承服し難い故をもってこれを拒否する性質のものである……。

と。「執行上一定の効果を生ずる」ということで、今の場合、予算を減額するわけですから、執行しようと思っても執行できないわけですから、「執行上一定の効果を生ずる」ということにはならないのではないかと。したがって、例えば否決された議決については、執行上何らの効果も生ぜず、かかる議決について再議に付することはあり得ないと。これは行政実例として、昭和26年10月12日というふうに書いてありますが。この行政実例というのは、北海道総務部長あての行政課長回答というもので、その中にこういった当該議決が効力を生ずることについて、またはその執行に関して異議もしくは支障のある議決ということで、今の場合は減額のその予算を削るものでありますので、執行に関して異議もしくは支障はあり得ないわけであり、減額するわけですから。

したがいまして、これは再議の対象にはできないというふうに思うんですが、ここをどういうふうに解釈して、再議をされたのか。この点について、御答弁願いたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） これは解釈でございますから、議員は議員の解釈をされたと思うんですが、私はただいまの176条の再議についての逐条解説は、私は執行に一定の効果が生じてしまうと、ここで否決された場合には、これからさまざまな行政運営

をしていく、その執行において一定のそういう効果が出てくるというふうに私は解釈をいたしております。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○19番（田中 健次君） いや、否決されて、いわば否決されてですね、予算が執行できないわけですから、支障も何も生じないわけですよ、そのことについては。

したがいまして、これは再議をすることはできないんじゃないかと思うわけですが。ここの解釈をそのまま考えれば、例えば去年の3月議会で東日本からの、災害でこちらに来られた方、それについて特段の手当といいますか、そういうものをするという議案が議員から増額修正で出されました。議会はこれについて否決をしましたけれども、もし可決をされれば、これは執行する場合に異議あるいは支障が出てくる、ほかの制度との兼ね合いで。こういった場合には再議に付することが適当であろうけれども、予算、削られてないわけですから、執行が、しょうがないわけですよ。執行が、しょうがないものに対して、異議がどういうふうに出せるわけでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 何度も申し上げますが、執行できなくなるということによって、私どもは行政執行上効果を生んでいくことができないと。こういうふうに私は解釈をしております。

すなわち、不当要求等対策委員会において、専門委員さんを設置して一定の効果을上げていこうとしておることがやっていけなくなると。こういうことですから、明らかに私の解釈は間違っていないし、議員の解釈が間違っているかどうかについては、私は言及はできません。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○19番（田中 健次君） ちょっと、へ理屈を言われると思うんですが、これは内部でそういうことについて検討されたわけですか、法令的などところで。こういう行政実例について内部で検討されたのかどうか、総務部長にお聞きをいたしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 内部で検討したかということですが、再議に当たっては内部で検討してるわけですが、私どもといたしましては、先ほどから市長が申しておりますように、執行に対して支障があるということで、再議を提出させていただきました。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○19番（田中 健次君） いや、質問に正しく答えていただきたいんですが、再議をす

ることを検討したんじゃないなくて、こういう行政実例があると。こういう行政実例があるけれども、この文章であればこういうふうに解釈できるので、これは再議ができるというふうに、そこの検討をしたのか。この行政実例について検討して、再議を提出したのかということについてお聞きをしてるわけです。

○議長（安藤 二郎君） 副市長。

○副市長（中村 隆君） 私の記憶では、以前農業公社の件でですね、再議ということがあったように思っておりますが、（発言する者あり）再議やったですね、やりました。そのときは予算が削られるということで、今の状況と全く一緒でございまして、当然、予算が削られれば、これは実行はできないということは、全く同じじゃないかなというふうには思っております。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 以前の農業公社のことを根拠づけるような理由にしてしか出せないということは、つまり、この行政実例については検討されていないということを側面から裏づけるものだろうというふうに理解することができますので、こういった出し方については非常に問題があるということを一言述べておかないといけないと思います。

それから続いて、CRT学力検査について、ちょっとお聞きしますが、これの実施時期は何月ごろを予定しておるのか。これについて教育委員会のほうにお尋ねをしたいと思えます。（「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり）

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 総務部長への質問でございましたから、総務部長はそのような、議員が判断されるような答えになったかもしれませんが、私は再議についてはしっかり研究をいたしておりますので、私のつたない頭の中ではしっかり検討をいたしております。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○19番（田中 健次君） だから、その検討するときに、この行政実例についても検討したのかどうかということをお聞きしてるわけですが、それはしてないということで（「しましたよ」と呼ぶ者あり）はい、えっ。

○市長（松浦 正人君） 私はしております。

○19番（田中 健次君） 市長は、この行政実例を御存じで、これについて検討されたわけですか。

○市長（松浦 正人君） 私は、しました。

○19番（田中 健次君） はい、わかりました。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） CRTの実施時期ということですが、本市におけるこのCRT、小学校で言いますと——小学校も中学校も3学期に行いますが、月別に申しますと小学校では、1月に2校、2月に14校、3月に1校、中学校では、1月に4校、2月に5校、3月に2校が行っております。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○19番（田中 健次君） そうなりますと、3学期に、いずれにしても実施をするわけですね。そうなりますと、これを今再議に上げる理由というのがよくわからないわけですが、6月議会、9月議会で、これを補正予算という形で上げて、それまでこれについて議員に十分に理解してもらおうと、こういう形でも十分にできるわけですが、あえてこれを6月議会、9月議会に補正予算で出さなくて、これを合わせて再議にするということは、どういう考え方でしょうか。

再議というのは非常に、こういうことをすれば議会と執行機関との間で摩擦を、より増すような形になるわけですが、6月議会とか9月議会までに十分に、議会に本当に必要なテストであれば理解をしてもらおうと、そのために時間をかけて協議をする、そういう姿勢が物事を進める上では大変大事じゃないかと思うわけですが。それをこういう再議という形で年度当初に予算化しなければならない理由がよくわからないわけですが、この辺についてはどうお考えなのでしょう。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） なぜ、このような時期に、事を荒立ててまで——再議までにしてという御質問かと思いますが、私どもの目の前には24年度の子どもたちがおります。各学校におきましては、年度初めに、その年度のやっぱり教育計画、あるいは各教科における教科の年間計画、そうしたものを年度初めに立てて、一年間を見通して取り組んでまいります。

そうしたときに私どもも、学校を支援する立場におきましては、学校の、学校力の向上ということで、その中で一つ学力の向上を目指して、24年度はいわゆる知能検査、さらには標準学力検査、こうしたものをやっていきますよ。そうしたところで、それぞれの学年はそれぞれの年度において、達成すべきところは達成してください。その結果をいわゆる標準的な学力検査で見て、次年度にきちんと申し送り、さらには次年度の学習に向けて準備していただきますよ。そうしたところで、この標準学力検査、もちろん生徒個々にも対応させますし、学校でも対応させていかしたいと思います。

これまで小4、中1と、小6、中3は全国の学力テストをやっておりますので、隔年でそうした検査を行ってりましたが、それでは十分ではない、各学校においては保護者が

負担して、全部の学年において、この検査を実施して、そうしたところで効果を上げている。そうした学校もありますので、ぜひこうしたものをきちんと計画の中で取り組むというに関しまして、やはり4月当初にそれがわかっていたほうがいいということで、私どもはあえて提出いたしました。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 計画があるので、4月当初でないと調子が悪いということで再議にかけられたということですね。そうなりますと、もし、これで再議にかけられても、やはりこれが通らなければ、6月や9月に補正予算で提出するということはあり得ないということと考えていいわけですか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 私どもは、目の前に子どもたち、保護者がいます。その子どもたち、保護者のそうした願い、学力をつけたい、そうした願いをやっぱり学校ともども、私どもも支援してまいりたい、その願いは強いものがあります。ぜひお認めいただいて、この24年度にかけ防府市の学校教育、そうしたものを支援していただきたいと考えております。

以上でございます。（「答えになってないじゃないか」と呼ぶ者あり）

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 答えになってないということなんで、私のほうから答えさせていただきますが、私が市長に就任した当初には、頭出しで1,000円ほどつけておいて、その時期が来たときに、そこにまた予算を出していくというようなやり方をとっておりましたが、当時の助役さんともじっくり相談の中で、予算は通年予算でいこうと。こういう形の中で、通年で私どもが1年間にわたってやっていくものを、しっかりとその当初予算においてお出しをしていくことが私どもの責任ではないかと、それが行政執行上の最大の責任ではないかと。

こういうようなことを教えてもいただき、議論もして、通年予算という形で組んでいるわけでございますので、議員が今おっしゃるようなやり方は、昔のやり方の場合にはそのようなことも理屈としてあるのかなと思っております。今一般的にすべて通年予算でやっておることに基づいてのことでございます。これは予算上の話をさせていただきました。

教育上のことについては、教育長が申したとおりでございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○19番（田中 健次君） ということは、もし、これで再議にかけても、やはり減額されれば、通年予算の考え方からいって、これについての補正予算はないと。これは財務部

長に聞いたほうがいいんでしょうか、そういう考え方でいいわけでしょうかね。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私が予算の提案者でございます。私は私なりに教育委員会御当局ともしっかり協議をしながら、もしも仮にこれが全額否決というような形に相成った折には、また6月、そしてまた9月と、私どもの姿勢をしっかりとお示しをさせていただかなければなるまいと、そのように思っております。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○19番（田中 健次君） つまり、6月や9月に出すことも可能ということでお聞きしました。

私の質疑は以上で終わります。

○議長（安藤 二郎君） 土井議員。

○2番（土井 章君） 何点かお尋ねをします。

まず、不当要求というか、不当な要求に対する対応ですけれども、私は確かに「なますを吹いて」というような言葉を使いましたが、まさしくそうなんです。分科会あるいは予算委員会で、どういう状態なのか、どういう案件があるのかということをお教えしてくれというたって、一つも教えてもらってないんですよ。ええ。それで困ってる、困ってる、困ってるじゃ、審議ができないと。いかにも伝わってこないんですよ。だとするならば、分科会なりあるいは予算委員会で秘密会でも開けば、すべて今、どういう事案があって、どういうことで困っているとか、どういう状態にあるというのがまず教えてもらえるのかどうか。それならば真剣に、真剣にというか事実関係もわかって判断がしやすいというふうに思います。その辺がどうかということが1点。

それと、先ほどの本会議で田中敏靖議員が、こういうことを理由に定年前退職がおるということをお伺いしました。もし、本当にそういう理由でやめられた方がいらっしゃるならば、ここ5年間でそれぞれの年度で何人ずついらっしゃるか。もし、よろしければ、ポストも含めて教えていただきたいというふうに思います。

それから、もう1点、CRTに関しては、要するに私が一般質問で、学力テストの県内の防府市の実力はとお伺いしましたら、小学校は平均より上だと、中学校は平均だと、ここ3年ぐらい上がってきているということですが、先ほどの市長さんの提案理由の中では、全国平均に大きく届いていないという提案理由の説明がありまして、ということは、山口県の中では真ん中じゃけど、全国的には山口県全体がかなりおくらしているというふうに解釈をすることができるんだと思いますが、それをまず確認をさせていただきたいというふうに思います。

それと、もう1点は、小学校4年生と中学校1年生が、現在もC R Tが実施されておるんですが、これはいつごろから実施をされているのか。そして平成23年度、22年度であれば、いつごろからかわかりませんからあれですが、3学期の3月に実施しているところもあるということですが、じゃ、3月に実施ということは終業式も終わるわけですが、その人の調子が悪かったというか、成績が悪かったというかわかりませんが、その人のフォローアップは一体いつやっているの。春休みに学校出て来させて教えているのかどうか。具体的にどういう、そういうおくられている子どもに対してのフォローアップはしておられるのかをお尋ねします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私で答えられるところは、私からお答えをいたさせていただきます。

伝わってこないということで、それはそうかもしれません。行政の最前線で働いているものは、当然行政マンとしての守秘義務もあれば、プライバシーに対して触れるようなことも許されるわけではありませんし。したがって、議会の皆様方との協議の中でも、なかなか伝わってこない部分があるのかもしれない。

しかし、土井議員さんにおかれましては、かつて、その執行体制の中核におられたお方でございますので、職員の内なる思いというものは御賢察いただけるところではないかと思っております。

そこで、秘密会でも開いてというお話であったかと思いますが、これはまた大変なことになるんでございましょう。秘密会での話が漏れないという保証はどこにもない。（発言する者あり）それは、漏れたとしたら、これはまた大変なことに相なる。（発言する者あり）相なるわけでございます。まあ聞いちゃってください。（「はい、すみません」と呼ぶ者あり）そういうことの中で秘密会をやって、赤裸々な胸の内を吐露するわけにもまいらないだろうと、このように考えております。

続きまして、ポストを含めて、どういう人間が、どういうことで不当要求というものの中で、涙をのんでやめていったかと。それは私どもが言ったわけではなくて、田中議員さんが胸の内でするようにお感じになられたことに対して、私のほうで答弁をするものではございません。

それから、C R Tの問題は、議員も聞いておられたと思いますが、かつてはこうであったということで、それが本市でやりだしたことによって、成績が格段によくなってきたということを申し上げているわけでありまして、それをさらにいい状態に持っていくと。平成20年時に比べると、21年、22年、23年と、ぐんぐんとよくなっている実績

が、実はございます。そのような詳細な事例も、また再議の折には執行部からもお話が出るのではないかなと思っております。

また、C R Tの実施時期についてのお尋ねでございますが、これはかなりの各論になりますので、私よりは教育委員会のほうがよろしいのかなと。こんなふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 失礼します。先ほどの土井議員の御質問ですが、全国平均と比べてかなり劣っているというふうなこと。これ、平成20年度に実施した全国学力・学習状況調査、これ、マスコミでも放送されたかと思いますが、47都道府県中45位ということで山口県が、その中でも防府市は、小学校、中学校とも山口県の足を引っ張るような状況がありました。

しかしながら、平成22年度、これの全国学力調査では、これは文科省が出したのではなくて県が出したものですが、小学校におきましては中位以上、中学校においては大体上から3分の1程度ぐらいまではいってるんじゃないかというふうな説明を受けております。具体的な番数については公表はありませんでした。

いわゆる、正答率で申しますと、平成20年では小学校はマイナス4.2、平均で。ところが平成22年度、これは全国との平均ですが、マイナス0.4。23年度、本年度は東日本大震災のこともありまして、全国では実施されませんでした。県の中では小学校では県平均を0.7ポイント上回っている。中学校においては平成20年度、マイナス0.3ポイントだったものが、中学校の3年生、本年度はいわゆる小学校の6年生のときに、全国45位のときにその足を引っ張った子どもたちですが、県平均と比べてマイナス0.6ポイントまで学力をつけているというふうな状況がございます。

そうしたところで私どもの取り組み、その小4、中1のいわゆる標準学力テストの実施、それに伴う個人への指導、さらには学校での授業改善等の取り組みには、一定の成果が上がってきていると思っております。ちょっと、余分なことまで言いましたが、今、そのような状況でございます。

もう一つ、3学期、3月ではフォローアップできないんじゃないかということですが、ほとんどが2月までにやって、3学期の3月にやるところは、それ以降、特別に授業で補習をしたり、さらには学年末、学年初めの長期休業中に、いわゆる子どもたちの課題に対応したプリントを配るなど、そうしたところに対応し、さらにはそうした子どもたちの個人の課題あるいは、その学年の子どもたちの個々の課題がありますので、それを次年度に

引き継ぐということをしていくことになるかと思えます。

もう一つだけ説明させていただきたいと思いますが、実はことし、ある中学校で1年生が入ってきたときに、どうも理解ができてない、授業するのに理解してもらえてないということで、あえて学校のほうで保護者にお願いして、小学校のいわゆる4教科について、この標準学力検査をいたしました。そうしたところ、全国平均をゼロとしますと、プラスマイナスゼロとしますと、4教科の平均がマイナス36.5ポイント、下回ってたということでした。

これはいけないということで、まず4月当初から基礎的、基本的な事項を重視した授業、さらには朝学、夕学、さらには各教科の担当や校長などが、昼休みなどに補充的な指導に当たったというふうなこと、そうした結果、この1年ですので、2月にこのCRTを実施しました。そうしたところ、4教科でプラス7.5ポイント、英語がプラス、全国平均より4.1ポイントでしたので、合計11.6ポイントも上がってるという、そういうふうな成果が出てます。

この4月で行ったのは、保護者負担ということで、こうした学年の経年的な変化、それをきちっとやっぱり追跡して、さらには小学校、中学校の連携、そうしたところできちっと申し送りができれば、その個人のいわゆる学力においても、やはり確かなものをつけていけるんじゃないか。子どもはそういうふうにあります。

以上でございます。（「いつからやりよってですか」と呼ぶ者あり）CRTは平成16年度からです。

○議長（安藤 二郎君） 久保議員。

○7番（久保 玄爾君） CRTのことでちょっとお伺いしますが、私、ちょっと周辺部におりまして、出身も教育長おわかりだと思いますが、周辺部の校長先生に聞くと、こういったCRTについては、4年と中学1年ではなくて、小学校は既に各学年でやってると。それも父兄にお金をいただいて、そういう要望があったかどうかわかりませんが、保護者のほうの要望わかりませんが、既にやってるということを随分聞いたんですけれども、その他、小野だとか大道だとかですね、あるいは富海、向島、そういったところでやってるということを、教育委員会としては把握しておられたんですか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 今まで小4と中1の児童・生徒にこのCRT検査をやっておりましたが、実は今、久保議員が申されました学校においては、それぞれの学校で保護者負担ということで、子どもたちのぜひ学力をとということを校長が判断してやってきております。

先ほど、ある中学校の例を申しましたが、子ども小学校の例といたしまして、実は平成22年までは保護者負担ということで、国語と算数2教科をほかの学年でもやっていたんですが、先ほど申しましたがやっぱり保護者負担というのは、経済的な負担もあります。

そうしたところで、本年度は国語のみを実施したという学校があります。実は、この学校も以前は学力がすごく低くて、ある意味ちょっと、学級もおかしな状態だったような時期もあります。そうした学校におきまして、平成20年度——先ほど申しましたが、学力テストが始まった年です。その年、平均でマイナス8.1ポイント、全国平均と学力テストが、その学校がことし平成23年度は、プラス8.0ポイント、そこまでやっぱり改善してきております。これはやはり全学年でそういうふうな意識を持ちながら取り組んだ効果ではないかというふうに思っております。

こうしたことで、保護者負担でやってもらってる学校においては、この効果が上がっているけれども、やはり保護者負担はということで、また、効果があるということで、市内全校で小3から中2までということで、子どもは考えて予算を出させていただきました。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 久保議員。

○7番（久保 玄爾君） 中心部の小・中でも小学3年生からずっと各学年が全部やっておられるんですかね、保護者負担で。もし、そうであれば、この提案理由がそうでなくて今まで保護者負担であったものを、今度は保護者負担の軽減のために予算を手配したというふうな説明になるんじゃないかと思ったんですけど、それは今まで全然ありませんでしたので、後で調べたら、どうもそんな感じなんですけど、その辺はどうなんですかね。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） すみません、保護者負担軽減のための市での予算化が主目的ではなくて、やはり子どもたちの経年的な学力、その学年においては、その学年の学力をきちっとつけて次学年へという、次の学年へという、そこがやっぱり大きな目的だと思います。

じゃあ中心部の大規模校では取り組みがないのかということですが、実は小学校において市内でも1、2を争う学校でも、やはり5年生に保護者負担でこのテストを実施したという学校があります。ここでは余り大きな声では申せませんが、この中学校なんかはCRTテストもですが、やはり出口、いわゆる高校入試ということがありますので、以前からいろいろ塾とかいうお話も出てましたけども、やはりそうじゃなくて学校の指導によって、このCRTはいわゆる学力、その年次の学力がついたかどうかということですが、教科別に、単元別に、いわゆる力がついているかどうかという、そうしたテストもこれは行って

いるというのが現実ですけれども。ただ全体を通じての成長を見とっての学力ということでは、やはりC R Tというのが標準化されたものでは、最も信頼されるものだと考えております。

○議長（安藤 二郎君） いいですか。——三原議員。

○9番（三原 昭治君） 先ほどから不当要求について5項目のお話が出ると思いますが。私も5項目のことでいろいろ記憶がございますが、確か5項目はこれを教訓にして、例えば湯茶のサービスはいけないとか、不当と思えるような来場者に対しては数人の職員で対応し、またテープレコーダーも持って対応するなど、大変きめ細かにマニュアルがつくられ、また、たしか県警の元刑事部長さんに顧問を依頼して、全庁挙げてそういう体制づくりをされておりましたが、委員会では今はそれはないということでありましたが、これは一体、いつ、どうして、この体制がなくなったのか、まずお尋ねします。

○議長（安藤 二郎君） 副市長。

○副市長（中村 隆君） 以前の問題のときに、もう十何年前になるかというふうに思いますが、このマニュアル自体は存在いたしております。ただ、これはいわゆる、どう申しますか、いわゆる民暴とか、そういった関係の対応ということでございますので、現状にあったものがこれから必要になってくるかなというふうには、基本的には思っております。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○9番（三原 昭治君） 民暴と言われましたが、その暴力団的な事案であったということですか、この5項目は。暴力団的な事案であったということですね。

○議長（安藤 二郎君） 副市長。

○副市長（中村 隆君） これは最初につくられましたのが、さっきおっしゃいましたように、当時の県警の刑事部長さんでございましたので、どうしてもそういうふうな傾向になってまいったんじゃないかなというふうに私は考えております。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○9番（三原 昭治君） 少し話が違うような気がしますが、先ほど毅然と対応するために弁護士が必要と答弁されましたが、弁護士さんがいらっしゃらなければ、市の職員の方は毅然と対応ができないのでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 毅然と対応する体制を整えたいと申したのは私でございます、その弁護士さんにも得意、不得意もおありであるということもどなたかの御質問にお答えをしたかとも思っております。

したがいまして、今までお願いをいたしております専門員の弁護士先生であれば、その分野において毅然とした御指導がちょうだいできると、私は確信をいたしております。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○9番（三原 昭治君） また、これまでは部署、部署で、個々で対応してきたという答弁がございましたが、平成16年に不当要求等防止対策委員会というのが設置された大きな目的は何でありましたか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 不当要求行為等に対して対応するための規約を設けて、それに対応していくための組織として立ち上げたものでございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○9番（三原 昭治君） 組織として対応するためにとということで、先ほどから出ている答弁が大変つじつまが合わないと申しますか、個々で、個々でと対応していたものを弁護士さんを入れると、組織的に対応ができるというのも何か大変答弁が合わないと思っております。

それともう一つ、先ほど、物を言わなかった職員が、弁護士さんを入れることによって物を言うようになったということですが、どうして物を言わなかったのか、どうして物を言うようになったのか、いま一度具体的に教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 副市長。

○副市長（中村 隆君） 先ほどそのようなことを申しました。私は弁護士さんが、あるいは、その弁護士さんが非常にこういう問題について有能な方であるんで、職員は安心をして物が言えるようになったというふうに思っております。それが大きな効果でもあるというふうに信じております。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○9番（三原 昭治君） 平成16年にその体制をつくって、たしか、会長ですか、委員長ですか、それは副市長、そして副会長が総務部長という一連の体制がきちんとつくられました。組織的に対応していくことをつくられましたが、物を言わなかったと、その体制は。それは何を物語っているかと、何を示しているかということになるわけでございますけど。

以前、委員会で5項目について、どのようなことが一番の要因であったかという中で、大変勇気ある発言だったと思いますけど、上司がしっかり対応してなかったからだという発言がございました。私はそれに尽きるのではないかと、今、思っております。

そこで、もう1点。先ほどから市長が、名前を出したり、個人情報等があったり、いろ

いる守秘義務があったりということで、具体的なことは話せない、示せないということでありましたけど、我々は、この案件について判断するために、どのだれがどのようにということを探っているのではなく、どのような事案であった、中身であったかということや、どのような言動をされたのかとか、全くわからないんです、私たちには。

先ほど市長も、市長はよもや、まさか白昼に想像を絶するようなことが起きているということも、言葉では、起きているという言葉は聞こえますが、何がどのように絶するようなことが起きているかということが全く伝わってきません。

恐らく大方の議員は、判断材料が全く示されない中で判断しなさい、困っているんだ、大変なんだという行政の一方的な言い分によって判断しなさいというのは、大変雲をつかむような判断であります。どのような、白昼に想像を絶するようなことがあったか、そしてどのような言動であるのか。示せば、今一度尋ねたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） いわゆる5項目の事件のことに、お触れになりました。先ほど私は、議場の25名の皆様方のうち、既に15名の方々がその時のことを御存じない方々で、わずか10名の議員の方々がそのころ御存じであったと申しました。そして、議員も、そのころは議員さんではなかったと思っておりますが、この5項目の事件の折には、大変憤慨されて、私に出馬を何度も要請に来られたことを、私はきのうのように覚えておるところでございます。家内もよくその話をいたします。

そういう私をして今日、この席に座らしめる最大の原因をおつくりくださった議員さんでございますから、どのようなことであったかということは私が申し上げるまでもなく、よくよく御理解をいただけるものと、このように思っております。

それから、一方的な言い分でということでもございましたが、これも白昼堂々と、「あれ」と思うような言動があるというようなことは、これは私が受けていることでもございまして、今この場でお話をするような内容ではございません。しかし、私のこの職への生みの親の一人でもございますので、また別な機会に、そのようなことも、お話をすることもあろうかと思えますし、また、いろいろな議論をさせてもいただきたいと思っております。

要は、今、現実に、今の市の職員が昨年の10月19日の臨時議会において、議員の皆様方が満場一致でこの不当要求に対して、あの専門員を置くということについて御賛同くださったということが、大きな、大きな、背中を押してくれているんです。強い気持ちにそれによってなっているわけなんです。その気持ちをまたしても皆様方が、わずか4カ月、5カ月の間に、目立った成果が上がっていないからと言って、一転これを否決していくということは、また、これは市の現場で働く職員にとっては、実に悲しむべき事態だという

ふうに、彼らは思う者も出てくるであろうと。事務方のトップである中村副市長も強い信念と覚悟を持って、これらのことに当たっているさなかでございます。

わずか5カ月前に全会一致でこれを一転可決された賢明なる皆様方に、ぜひ一度また、じっくりと御再考いただきたいということで、再議を出させていただいているわけでございます。再議の提案理由についての御質問でございますので、そのようにお答えをさせていただきます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○9番（三原 昭治君） 今の質問と関係ない部分も出てきたような気がいたします。何度も何度も要請をして、私がそこに座っているということも、これで2回目です。私は黙っておこうと思いましたが、実はリコールの関係、リコールの組織の中で私は要請に行ったのは確かです。それはだれも行かないと言いまして、私に白羽の矢が立ったから、私が行ったということをよく御確認いただきたいと思います。

先ほどから申しますように、全く材料が示されない。ただ、いろんなことが起きてる、白昼堂々といろんなことがあると言われてもですね、やはり議会というのはきちんとした提案の中身を審議するところでございます。中身がわからないで、ただ出された表だけで審議しなさいというのは、大変私は無理難題ではないかと思っております。

先ほど他の議員が、秘密会議でもいいじゃないかというのがありました。いつ、どこで漏れるかわからないということと言われましたが、いつ、どこで漏らす人がいるのか、いないのか、私にはわかりません。過去に、近々に、そういうこともあったや聞いております。それはどこから漏れたかわかりません。私は議員が漏らしたとは思っておりません。ぜひ秘密会議でも開いていただいて、中身をきちんと示してもらって、それからちゃんと判断してくれと言われるのが、私は妥当だということを申し述べて、質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 久保議員。

○7番（久保 玄爾君） 今の三原議員の質問の延長になると思いますが、副市長は午前中ですかね、先ほどの答弁で、この問題は30年間続いているというふうにおっしゃいました。30年間続いているという話の中で、今、話がありました5項目文書問題を暗に言われているようでございますけれども、その文書問題の発端になったことは、30年前からずっと続いて、今現在あるということなんですかね。

私、当時、調査特別委員会の委員長、97年でも委員長、やりましたので、はっきり言って副市長よりは私のほうが詳しいと思いますけれども、あれはですね、そういう不当要求行為があったということを議会が調べたんじゃないんですよ。役所のほうが、その人に対して便宜供与したんじゃないかということ調査したんであって、その辺はかなり副

市長の説明は間違っていると思いますよ。不当要求行為がそのときあったからやったのではなくて、便宜供与を市の側がやったから、便宜供与、実際、あったかどうかということ調査したのが特別委員会なんですから。それをちょっと言っておきたいと思います。

それともう一つ、さっき言いましたように、ちょうど私30年目ですけど、30年前からずっとあったというのはどのことを言っているのか、そのぐらいはちょっと言ってもらわないと。この議案審議をするので、非常に重要な問題だと思いますので、ちょっとその辺をお答えください。

○議長（安藤 二郎君） 副市長。

○副市長（中村 隆君） 30年という期間が適当であったかどうか、私は大体そんな感じかなというふうな感じで話しました。ただ、その問題がずっと一貫した問題であるかどうかということは話してないということでございます。前の問題と今の問題は違うかもわかりません。そういうことであります。

○議長（安藤 二郎君） 久保議員。

○7番（久保 玄爾君） 私は、続いているんじゃないかと副市長が言われたんで、現在、そういう問題が一つありますよね、都市計画法違反。あるんですよ。これは都市計画法違反をしてる業者を行政指導も何もしないでほったらかしてると。それについてどうするんだという質問書が市長のところに行ってるはずですよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

それが、この問題は都市計画法違反というのは、まさに5項目文書の発端なんです。そういうことがあるから、また同じ轍を踏んじゃいけないというんで、やろうとしてるんか。だから、対象はあくまでも、今言った、この問題はですね、どう言ったらいいんですかね、この問題の不当要求ということはないと思うんですが、そういったことを言うてる、あるいは苦情を言うてる人に対して、どう対処するかではなくて、言わせないようにしようというようなことで、阻止するためにですね、この委員会を立ち上げたというような感じもするんですよ。

なぜかと言いますと、今言いましたように、まさに都市計画法違反の件が5項目文書のもとであって、それがまた、全く同じようなことが実は、今、実際に市内で行われてですね、開発行為の違反行為をやって平気な人がおるわけですよ、業者で。それをどうなんだと言って、市役所に聞いても返事がないということなんです。それが不当要求になるんですかね。

行政に対して、監査請求みたいなもので、これ、おかしいじゃないかということを書いてきた人が、書いてきた人のことが不当要求というふうに言っているんじゃないかと思うんですが、どうですか、その辺は。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私と市議会も一緒に、ともに教をいただいていた久保議員さんでございますので、今さら私が申し上げることもないと思いますが、便宜供与をしたことについて、私は当時、市議会におりませんでしたから、当時の市議会の委員長さんとして便宜供与はけしからんと、こういうことで追及されたということでございますよね。その便宜供与をせざるを得なかったというのは御存じでございますと思いますけれどもね。そういう形の中から、まだ御存じない方もおられるんで、事実ですから申し上げますけれども、そのような事実があったわけですね。それで、あってはならんような形で、行政が便宜供与をしていってしまったと、こういうことであります。それは事実であろうと私は思っているところでございます。

一方、先ほど来からの都市計画法の違反に関する事柄、これも私、先般、報告を受けました。また私あてに文書も、市政提言という形の中での、市政の提言箱というところを通じて、お手紙もいただいておりますし、丁重に御返答しると、このように命じております。

したがって、この都市計画法違反なるものは、それこそ私も驚いたんですが、何百件とあるんだそうでございます。この何百件と横たわってあるものの中の一本をピックアップされての強い御指摘でもあり、また、そのことにおいて違う部署も動かれているやに聞いているところでございますので、そういう形の中で、しっかりとした回答をしていくようにということを私は指示をいたしております。

もとより、法律に基づいて、不正は不正であるということで対処していくことにおいては何ら変わりはありませんので、どうかそのことについて指摘されていることが不当要求だというふうに思っているんじゃないかというふうに思っておられるようでございますけれども、そのようには全く思っておりませんので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 久保議員。

○7番（久保 玄爾君） 都市計画法違反が何百とあるというのは知っております。実は5項目文書問題のときも、たくさんあったんですよ。あったけれども、その1社だけを取り上げて、違法行為だということで、その業務を停止させたということが発端だったんですよ。だから、当時も今も変わってません。都市計画法違反、いっぱいあります。多分、だからこの人はAさんとして、Aさんは、そのときそういう目に遭って、業務停止までやらざるを得なかったということで。ところが、最近見たら、全く同じようなことをやって、何の注意も受けなくて、のうのうと仕事してる、そういう業者があるということで、当然のように市に異議を申し立てた。異議といいますかね、ちゃんとしてくれと申し上げたということなんです。

だから、その辺事実は、事実関係実によく似てるんですよ。それで副市長がおっしゃった言葉がひよっとしたら、それがずっと尾を引いて、そういうことがないようにということで、まさにこういう議案を出してこられたというふうに思っていましたので、そういった議案に関しては、ちょっとけしからんなというふうに思っていたわけでございます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） それでは、質疑を終結してお諮りをいたします。本件については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結して、これより本件を起立による採決といたします。

この場合、さきの議決のとおり決することについては、地方自治法第176条第3項の規定により、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要といたします。出席議員は25人ですので、その3分の2は17人であります。本件をさきの議決のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） はい。ただいまの起立者は所定数に達しておりません。よって、平成24年度防府市一般会計予算の再議の件は、さきの議決のとおり決定することは否決されました。

平成24年度防府市一般会計予算の再議の件は、さきの議決のとおり決定することは否決されましたので、改めて修正前の原案を議題といたします。

これより平成24年度防府市一般会計予算を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） はい、結構です。起立少数でございます。よって、議案第33号については否決されました。

市長。

○市長（松浦 正人君） それでは、改めて予算案を提出いたしたいと思っておりますので、暫時休憩をお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） ただいま市長から予算案を提出したい旨の発言がございました。

ここで、議会運営委員会を開催するため暫時休憩といたします。議会運営委員会は、第1委員会室に御参集ください。

暫時休憩いたします。

午後7時 6分 休憩

午後7時17分 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

議案第53号平成24年度防府市一般会計予算（追加）

○議長（安藤 二郎君） 休憩中に市長より追加議案の提出がありましたので、議会運営委員会を開催しまして、日程について御協議をいただきました。その結果、この議案については直ちに議題といたしたい旨の協議がなされましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第53号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） 議案第53号平成24年度防府市一般会計予算について御説明申し上げます。

本案は、平成24年度防府市一般会計予算につきまして、改めてお願いするものでありまして、歳入歳出予算の総額を388億8,900万円といたしております。予算の内容につきましては、本日の本会議において、審議の上否決となりました議案第33号平成24年度防府市一般会計予算の一部を変更したものでございまして、第1表歳入歳出のうち6ページの10款教育費、1項教育総務費の金額を5億452万6,000円といたすとともに、7ページの予備費の額を1億445万5,000円といたすものでございます。

事項別の内容といたしましては、地域と育む学び舎づくり事業に計上いたしてございました学校運営協議会委員の報酬445万5,000円を減額し、同額を予備費に計上いたしてしております。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。

ここで協議のため暫時休憩をいたします。

午後 7 時 1 9 分 休憩

午後 7 時 4 0 分 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開します。青木議員。

○8番（青木 明夫君） 先ほど来ずっと話をしておりますように、不当要求対応専門員の報酬の修正案を提案したいと思います。

○議長（安藤 二郎君） ただいま8番、青木議員より議案第53号平成24年度防府市一般会計予算の修正の動議が提出されましたが、所定の賛成者はありますでしょうか。御起立をお願いいたします。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 7 時 4 1 分 休憩

午後 7 時 5 3 分 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開します。田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 一般会計のただいま出されております予算について、C R T の教育費に関するものについて修正案を提出したいと思います。

○議長（安藤 二郎君） ただいま19番田中議員より、議案第53号平成24年度防府市一般会計予算の修正の動議が提出されましたが、所定の賛成者はありますでしょうか。御起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

ここで修正案配付のため暫時休憩といたします。

午後 7 時 5 4 分 休憩

午後 7 時 5 6 分 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

ここで、提出者から提案理由の説明を求めます。8番、青木議員。

〔 8 番 青木 明夫君 登壇 〕

○ 8 番（青木 明夫君） 議案第 5 3 号平成 2 4 年度防府市一般会計予算、不当要求行為等防止対策委員会専門員報酬、この修正案の提案理由を説明させていただきます。

先ほど来、再議でいろんな答弁がございましたが、疑問点については、私自身全く払拭されませんでした。防府市は顧問弁護士制度を置いており、顧問弁護士の対応で十分と考えられるため、この修正案を提出いたします。

修正案の減額額は 4 8 万 8 , 0 0 0 円でございます。御賛同いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長（安藤 二郎君） もう一方の提出者であります 1 9 番、田中健次議員より提案理由の説明をお願いいたします。

〔 1 9 番 田中 健次君 登壇 〕

○ 1 9 番（田中 健次君） 新たに提案されました議案第 5 3 号平成 2 4 年度防府市一般会計予算についての修正案を提案いたします。

お手元に配付しております資料の 2 行目、一般会計予算の後の（第 5 3 号）というのは誤りでありますので、申しわけありませんが削除をお願いしたいと思います。

提案理由は、学力検査、C R T 検査は、現在実施の学年にとどめ、実施の内容、効果等を検証するため、この修正案を提出するというものであります。

先ほど来の再度の質疑の中で、平成 1 6 年度から C R T 検査が導入されておりながら、平成 2 0 年の全国学力テストでは十分な評価が得られなかったということから考えてみても、果たしてこういう C R T テストに意味があるものなのか。この点からでも明らかになると思います。

また、6 月、9 月議会で、これを十分に議会と協議するという事の中でのまた道もあるかと思ひます。そういう形で、この議案を、修正案を再度提案をいたします。

修正内容は、新たに増やす学年についての分、3 5 7 万 5 , 0 0 0 円を減額し、これを予備費で調整するものであります。御賛同、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（安藤 二郎君） ただいまの提出者の説明に対する質疑を求めます。

〔 「進行」と呼ぶ者あり 〕

○ 議長（安藤 二郎君） 質疑を終結して、修正案及び原案について一括して討論を求めます。1 2 番、高砂議員。

○ 1 2 番（高砂 朋子君） C R T 検査費用、不当要求行為等防止対策委員会専門員報酬、この両予算に関しては、第 3 3 号で説明させていただきましたとおり、必要性を主張し、修正案に反対、原案に賛成をいたします。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） よろしいですね。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については修正の動議も提出されておりますので、まず青木議員提出の修正案について、起立による採決といたします。

本案の修正部分については、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立多数でございます。よって、議案第53号についての修正案は可決されました。

次に、田中健次議員提出の修正案について、起立による採決といたします。

本案の修正部分については、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立多数でございます。よって、議案第53号についての修正案は可決されました。

次に、修正議決した部分を除く原案について、起立により採決いたします。

修正議決した部分を除くその他の部分を、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 結構です。起立多数でございます。よって、議案第53号の修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

お諮りをいたします。ただいま本案が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に一任されたいと思っておりますけれども、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に一任することに決しました。

8番、青木議員。

○8番（青木 明夫君） 平成24年度防府市一般会計予算の電気自動車用急速充電設備設置に関する附帯決議を提案したいと思います。

○議長（安藤 二郎君） ただいま8番、青木議員より、議案第53号平成24年度防府市一般会計予算に対する附帯決議案の動議が提出されましたが、所定の賛成者はあります

でしょうか。御起立をお願いいたします。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 所定の賛成者はありますので、動議は成立をいたしました。
16番、大田議員。

○16番（大田雄二郎君） 16番、大田です。ここで一般会計予算附帯決議として、プールを提出させていただきたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） ただいま16番、大田議員より、議案第53号平成24年度防府市一般会計予算に対する附帯決議案の動議が提出されましたが、所定の賛成者はありませんでしょうか。御起立をお願いいたします。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

本来ですと、ここで議会運営委員会に日程をお諮りするところですが、現在、最終日でありまして、残す日程はございませんので、議会運営委員会にはお諮りをいたしません。

お諮りいたします。この際、本動議2件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、本動議2件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

ここで附帯決議案配付のため暫時休憩といたします。

午後8時 5分 休憩

午後8時 7分 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

決議第2号平成24年度防府市一般会計予算の電気自動車用急速充電設備設置に関する附帯決議（追加）

決議第3号平成24年度防府市一般会計予算のプール建設事業に関する附帯決議（追加）

○議長（安藤 二郎君） 決議第2号及び決議第3号、平成24年度防府市一般会計予算に対する附帯決議案を一括議題といたします。

最初に、決議第2号の提出者から提案理由の説明を求めます。8番、青木議員。

〔8番 青木 明夫君 登壇〕

○ 8 番（青木 明夫君） それでは、読まさせていただきます。

決議第 2 号平成 24 年度防府市一般会計予算の電気自動車用急速充電設備設置に関する附帯決議。

平成 24 年度一般会計において、市役所 4 号館前に電気自動車用急速充電設備を設置する経費として 640 万円が計上されている。この急速充電設備はマツダ株式会社から寄贈を受けるもので、性能は出力 50 キロワット、フル充電に要する時間はわずか 30 分という高性能の充電設備であり、市民の環境意識の向上を図るとして、市民に開放し、充電費用約 430 円は徴収しないとしている。また、設置経費 640 万円の内訳は、高容量の受変電設備を含む動力設備設置経費 450 万円、屋根設置経費 150 万円等となっている。

一方、執行部の調査によると、防府市内における電気自動車台数は、軽自動車 8 台、普通自動車 3 台の計 11 台となっている。

また、市内には充電設備を備えた自動車販売会社が 1 社あるとの説明があった。そこで、この急速充電設備の必要性等について検討を加えると、マツダ株式会社の御好意にこたえる、市民の環境意識の醸成に寄与する等の観点からは、設置は有用ではあるが、一方、設置に要する費用は 640 万円と高額であり、必ずしも電気自動車が普及しているとは言えない現況下では、費用対効果の面において疑問が残る。

また、来庁者が多く、いつも混雑している市役所 4 号館前の駐車場を割愛して充電場とすることや充電時間 30 分という超高性能な急速充電設備でなければならないのか、さらに充電に要する経費を無料とするメリットはどこにあるか等々、さらに検討を要すると考える。

以上のことを踏まえ、平成 24 年度防府市一般会計予算の執行に当たっては、左記事項に留意すること。

記、一、電気自動車用充電設備の設置に当たっては、寄贈者でもあり専門家でもあるマツダ株式会社と設置費用や充電時間など十分協議の上、最も効果的な機種を選択するとともに、設置場所や充電費用負担のあり方等についても慎重に検討する等、議会との合意形成を得ること。右、決議する。

よろしく願いいたします。

○ 議長（安藤 二郎君） 次に、決議第 3 号の提出者から提案理由の説明を求めます。
16 番、大田議員。

〔16 番 大田雄二郎君 登壇〕

○ 16 番（大田雄二郎君） 決議第 3 号平成 24 年度防府市一般会計予算のプール建設事業に関する附帯決議。

防府市議会は、財団法人防府スポーツセンタープールについて、「老朽化のためプール閉鎖を決定」との報告を市教育委員会から昨年5月25日に受け、その後の6月議会で、新プールの整備のため、プール施設整備検討委員会（以下「検討委員会」と略す）を開催する経費の補正予算が計上された。その際に議会教育民生委員会は、この検討委員会に委員を出すのではなく、教育民生委員会の所管事務調査の中で意見を述べていくこととしていた。

教育民生委員会は、8月1日の所管事務調査で、第1回検討委員会の概要を教育委員会から報告を受けたが、その際、議員からは、この10年間程度に建設された10の屋内温水プールについて、総工費、施設の概要等を示す資料も配付され、屋内温水プールの検討を求めている。また、教育民生委員会は、11月に浜松市浜北温水プール（旧浜北市）を調査研究のため視察を実施してきた。

しかし、教育委員会からの検討委員会の報告は、12月27日の所管事務調査まで行われなかった。この所管事務調査で示された2回の検討委員会（8月、11月）の資料を見る限り、屋内プールと屋外プールの建設費や維持管理費、利用者数等を十分に比較検討することもなく、屋外プールの方向性を示している。これでは余りにもずさんな検討と言わざるを得ない。

ことし1月13日の所管事務調査で、議会の求めに応じて提出された資料や議会が調査してきたデータ等を見る限り、コストの差もそれほど大きくなり、年間を通して利用可能な屋内温水プールのメリットは極めて大きい。また、近年のプール建設の動向は屋内温水プールが主流となっている。

この段階で屋内温水プールを選択肢から除外することは、防府市の今後のスポーツ振興に大きな禍根を残すこととなり、問題であると言わざるを得ない。また、健康増進のためのプール活用という点も、これからは期待されるところである。

以上のことを踏まえ、平成24年度防府市一般会計予算の執行に当たっては、左記事項に留意すること。

1つ、今後は屋内温水プールも含めて検討すること。2つ、教育委員会と議会の意思疎通を十分に図るため、プール施設整備検討委員会、庁内検討会議等の内容を、直ちに議会教育民生委員会所管事務調査で報告すること。3つ、今後の事業実施に当たっては、議会との合意形成を得ること。右、決議する。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの提出者の説明に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、一括して討論を求めます。田中敏靖議員。

○10番（田中 敏靖君） 決議第3号につきまして、私も過去にいろいろ調査した経緯がありますので、この文言の中で「屋内温水プールを含めて検討する」というところは削除していただきたいと思っておりますので、この分については反対いたします。

理由は、これ15年ぐらい前に、たしか焼却施設の余熱で温水プールをつくろうということで、いろいろあちこちを回って検討したことがあります。そうした場合に冬期、要するに冬期の維持管理が非常に高く、経済性に非常に欠けてるというふうに認識しておりますので、ここにはほとんどコストの差はないというふうに聞いておりますが、そのようなことはなく、コストは非常にあるというふうに思っておりますので、温水プールは必要ではないのではないかというふうに思っておりますので、反対させていただきます。（発言する者あり）

○議長（安藤 二郎君） いいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については反対の御意見もありますので、起立による採決といたします。

決議第3号については、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立多数でございます。よって、決議第3号については原案のとおり可決されました。

次に、決議第2号については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、決議第2号については原案のとおり可決されました。

6番、河杉議員。

○6番（河杉 憲二君） ここで武道必修化に伴いまして、保護者の負担の軽減に対する決議を動議として提出させていただきたいと思っておりますので、よろしく御配慮をお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） ただいま6番、河杉議員より、武道必修化に伴う保護者の負担

軽減を求める決議案の動議が提出されましたが、所定の賛成者はありますでしょうか。御起立をお願いいたします。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

田中健次議員。

○19番（田中 健次君） ここで、動議として、学校給食配送業務に関する決議を提出したいと思いますので、お取り計らい、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） ただいま19番、田中健次議員より、学校給食配送業務に関する決議案の動議が提出されましたが、所定の賛成者はありますでしょうか。御起立をお願いいたします。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

本来ですと、ここで議会運営委員会の日程をお諮りするところですが、現在、最終日でありまして、議会運営委員会にはお諮りをいたしません。

お諮りいたします。この際、本動議2件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、本動議2件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

ここで決議案配付のため暫時休憩といたします。

午後8時21分 休憩

午後8時23分 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

決議第4号武道必修化に伴う保護者の負担軽減を求める決議（追加）

決議第5号学校給食配送業務に関する決議（追加）

○議長（安藤 二郎君） 決議第4号武道必修化に伴う保護者の負担軽減を求める決議案及び決議第5号学校給食配送業務に関する決議案を一括議題といたします。

最初に、決議第4号の提出者から提案理由の説明を求めます。6番、河杉議員。

〔6番 河杉 憲二君 登壇〕

○6番（河杉 憲二君） それでは、お手元に配付いたしております決議文を読まさせて

いただきます。

武道必修化に伴う保護者の負担軽減を求める決議。

学習指導要領の改訂により、平成24年度から中学校の保健体育において武道が必須化された。これは日本独自の文化である武道を学習することにより、我が国固有の伝統と文化をより一層親しむことが柱となっている。また、武道は相手の動きに応じて、みずから判断し、対応することによって、技を競い合う楽しさや喜びを味わうことができるとともに、礼儀作法や相手への思いやりを重んじる心を学ぶことができる。

これを受け教育委員会においては、野島中学校を除く各中学校において柔道を履修科目とし、現在、指導体制や設備など、円滑に柔道の授業が行えるよう環境整備に取り組んでいる。

新年度から始まる柔道の授業は、1年生の時間が10時間、2年生になって10時間と2カ年で20時間の授業時間となっており、主に礼儀作法や受け身を中心とした心身鍛錬の授業内容となっている。

しかしながら、生徒が使用する柔道着については個人負担になっており、この柔道着の価格は、上下合わせて約6,000円から1万円と、保護者には大きな経済的負担となっている。学校の必修科目にもかかわらず、また使用頻度から考えれば、かなり割高ではないかという意見が数多く寄せられている。

この柔道着の購入については、各学校ごとに対応しており、基本は個人負担ではあるが、保護者の負担を考え一部貸与することも考えている学校もあるようで、学校によって対応が違っている。

現下の経済状況の中、できるだけ保護者の負担を軽減する措置をとるべきであると考えらる。

以上のことを踏まえ、教育委員会には、左記の事項について早急に取り組むよう求める。

一、柔道着の保護者負担の軽減策を検討し、議会との合意を得て、早急に予算措置をすること。右決議する。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 次に、決議第5号の提出者から提案理由の説明を求めます。

19番、田中健次議員。

〔19番 田中 健次君 登壇〕

○19番（田中 健次君） 決議第5号学校給食配送業務に関する決議を提案いたします。

案文を読み上げて提案にかえたいと思います。

昨年3月市議会における平成22年度一般会計補正予算の審議において、随意契約によ

る契約延長が問題視されたが、学校給食配送業務の円滑な継続のため、平成23年度は随意契約により行われてきた。

給食配送業務のあり方については、4月以降、教育民生委員会において所管事務調査で協議し、9月市議会では一般会計補正予算として、学校給食配送用車両購入経費と配送業務委託の債務負担行為が計上されたが、民間委託より直営のほうが安価であるとして、債務負担行為を削除する修正案が可決された。

その際、民間委託、直営のいずれの場合も配送用車両は必要であるため、車両購入経費は原案のまま可決されたが、市教育委員会は、配送用車両は民間委託が前提のものとの理由により、車両購入予算の執行をとめていることがその後に明らかとなった。これに対して市議会は、「学校給食配送用車両購入に関する予算の執行を求める決議」を12月市議会の冒頭で議決し、配送用車両の購入を求めたが、年度末までに車の取得はされていない。

このため、平成24年度についても平成23年度と同様に、日本通運株式会社防府支店との随意契約により給食配送業務を実施するという市教育委員会の方針が、この3月市議会で明らかとなった。

平成24年度の早い時期には、平成25年度以降の給食配送業務をどうするか明確な方向性を出す必要がある。これまでの経過を振り返れば、車両購入費が予算化されながら、購入しなかった市教育委員会の責任は大きいものである。2年続けて随意契約を繰り返す愚を再び繰り返してはならない。

したがって、平成25年度からの配送に間に合うよう、車両購入の経費が予算化されなければならない。しかし、市教育委員会の答弁は、配送業務の全体像が議会と合意できなければ予算化できない旨の答弁を繰り返すのみであり、これではさらに随意契約を延長することとなりかねず、問題である。

以上を踏まえ、教育委員会には、左記事項について取り組むことを求める。

記としまして、一、市教育委員会は、今後の給食配送業務について、4月以降直ちに議会との協議に入る。二、平成25年度からの配送に間に合うように配送車購入経費を予算措置し、取得すること。三、車両の購入に当たっては、現在の車両は相当の経年により劣化も予測されるので、新車とすること。

以上の内容であります。御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの提出者の説明に対する質疑を一括して求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。（「議長」と呼ぶ者あり）はい。

○ 2 1 番（山下 和明君） 休憩をお願いいたします。休憩を。

○議長（安藤 二郎君） 休憩の動議が出ましたが、それでは暫時休憩いたします。

午後 8 時 3 1 分 休憩

午後 8 時 4 2 分 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

質疑を終結してお諮りいたします。本件については委員会付託を省略したいと思います
が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。

よって、一括して討論を求めます。中林議員。

○ 1 1 番（中林 堅造君） このたびのこの学校給食配送業務に関する決議の中で、8 行
目当たりなのですが、「民間委託、直営のいずれの場合も配送用車両は必要であるため」
云々と書いてございます。議会といたしましては、この直営あるいは民間委託につきま
しては、意見の違うところがございます。協議もこれからいろいろとしていくこともござ
います。

そして、記の 3 番目でございますが、車両の購入に当たってからのことでございますが、
これを新車にしなければならないということでもなく、まだまだそんなに距離も走って
おるわけではございません。劣化と認めるということも余りにも行き過ぎておると思っ
ております。

以上、その 2 点あたりで私は賛成できないということでございます。

○議長（安藤 二郎君） 1 4 番、今津議員。

○ 1 4 番（今津 誠一君） 学校給食配送業務に関する決議に対しまして、反対の立場
から意見を述べさせていただきます。

私の理解では、車の購入は、入札に参加しやすくするためのものであると、このよう
に理解をしておりました。

それから、「2 年続けて随意契約を繰り返した愚を再び繰り返してはならない」とい
う表現がありますが、この愚を繰り返したのは、結局議会が入札を否決をしたために起
きたことである（発言する者あり）というふうに理解しております。よって、反対を
いたします。（発言する者あり）

○議長（安藤 二郎君） 後はよろしいですね。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りをいたします。

決議第5号については反対の御意見もありますので、起立による採決といたします。決議第5号については、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 結構です。起立多数でございます。よって、決議第5号については原案のとおり可決されました。

決議第4号については、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、決議第4号については原案のとおり可決されました。

常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（安藤 二郎君） 次に、常任委員会の閉会中の継続調査についてをお諮りをいたします。

各常任委員長から、委員会において調査中の所管事務について、防府市議会会議規則第101条の規定により、お手元に配付いたしております申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、今期定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、平成24年第2回防府市議会定例会を閉会いたします。長時間にわたり慎重な御審議をいただきまして、ありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後8時47分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年3月26日

防府市議会議長 安 藤 二 郎

防府市議会議員 土 井 章

防府市議会議員 斉 藤 旭

議案に対する議員の態度

議案 番号	平成24年第2回定例会 議案の審議結果	○賛成 ×反対																	議決 結果							
		会派・議員名																								
		明政会					絆		公明党			平成会		前進	七日会	日本共産党		民意クラブ		一灯会	市民クラブ					
		大田	佐鹿	土井	弘中	松村	行重	安藤	青木	山田	高砂	山下	山根	田中敏	中林	横田	今津	齊藤		河杉	久保	木村	山本	重川	三原	藤本
2	防府市基金の設置、管理及び処分に関する条例中改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
3	防府市税条例中改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	原案可決
4	防府市交通災害共済条例中改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
5	平成23年度防府市一般会計補正予算(第16号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
6	平成23年度防府市競輪事業特別会計補正予算(第4号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
7	平成23年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
8	平成23年度防府市索道事業特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
9	平成23年度防府市青果市場事業特別会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
10	平成23年度防府市同和地区住宅資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
11	平成23年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
12	平成23年度防府市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
13	平成23年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
14	平成23年度防府市水道事業会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
15	平成23年度防府市工業用水道事業会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
16	平成23年度防府市公共下水道事業会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
17	防府市景観計画について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
18	防府市空き家等の適正管理に関する条例の制定について(修正案)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	(修正議決した部分を除く原案)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
19	防府市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
20	山口県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
21	非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例中改正について	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	否決
22	市長等の給与に関する条例中改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	原案可決

議案番号	平成24年第2回定例会 議案の審議結果	○賛成 ×反対																	議決結果							
		会派・議員名																								
		明政会			絆		公明党		平成会		前進		七日会		日本共産党		民意クラブ			市民クラブ						
		大田	佐鹿	土井	弘中	松村	行重	安藤	青木	山田	高砂	山下	山根	田中敏	中林	横田	今津	齊藤		河杉	久保	木村	山本	重川	三原	藤本
23	防府市職員の特殊勤務手当に関する条例及び防府市斎場・葬儀所設置及び管理条例中改正について(法第109条第9項閉会中継続審査)	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	○	継続審査	
24	防府市手数料条例中改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
25	防府市介護保険条例中改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	○	原案可決
26	防府市知的障害者授産施設設置及び管理条例及び防府市知的障害者更生施設設置及び管理条例中改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
27	防府市児童デイサービス施設設置及び管理条例及び防府市障害者生活介護施設設置及び管理条例中改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
28	防府市営墓地設置及び管理条例中改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
29	防府市営住宅設置及び管理条例中改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
30	防府市公民館設置及び管理条例中改正について(修正案)	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	○	可決
	(修正議決した部分を除く原案)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
31	防府市野島漁村センター設置及び管理条例中改正について(修正案)	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	○	可決
	(修正議決した部分を除く原案)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
32	防府市火災予防条例中改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
34	平成24年度防府市競輪事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
35	平成24年度防府市国民健康保険事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	原案可決
36	平成24年度防府市索道事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
37	平成24年度防府市と場事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
38	平成24年度防府市青果市場事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
39	平成24年度防府市駐車場事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
40	平成24年度防府市交通災害共済事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
41	平成24年度防府市介護保険事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	原案可決
42	平成24年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	原案可決
43	平成24年度防府市水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	原案可決

議案番号	平成24年第2回定例会 議案の審議結果	○賛成 ×反対																	議決結果								
		会派・議員名																									
		明政会					絆		公明党		平成会		前進	七日会		日本共産党	民意クラブ			一灯会	市民クラブ						
		大田	佐鹿	土井	弘中	松村	行重	安藤	青木	山田	高砂	山下	山根	田中敏	小林	横田	今津	齊藤		河杉	久保	木村	山本	重川	三原	藤本	田中健
44	平成24年度防府市工業用水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
45	平成24年度防府市公共下水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
46	防府市住民投票条例中改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
47	防府市基金の設置、管理及び処分に関する条例中改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
48	防府市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例及び防府市都市計画下水道事業等受益者負担に関する条例中改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
49	平成23年度防府市一般会計補正予算(第17号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
50	防府市体育施設設置及び管理条例中改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
51	防府市議会基本条例中改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
52	防府市議会委員会条例中改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
33	平成24年度防府市一般会計予算(総務費修正案)	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	○	○	×	○	可決	
	(教育費修正案)	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	○	可決	
	(修正議決した部分を除く原案)	×	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	可決	
	平成24年度防府市一般会計予算(再議)(※注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	否決
	(原案)	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	×	否決	
53	平成24年度防府市一般会計予算(※注2)(総務費修正案)	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	○	○	×	○	○	可決	
	(教育費修正案)	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	可決	
	(修正議決した部分を除く原案)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	可決	
推薦																											
1	人権擁護委員候補者の推薦について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
選任																											
1	防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
2	防府市監査委員の選任について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
決議																											
1	東日本大震災の災害廃棄物の安心・安全な受け入れに関する決議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

